

## 令和3年第2回板倉町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 5月7日(金曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○同意第 3号 監査委員の選任について	7
○同意第 4号 板倉町固定資産評価員の選任について	8
○承認第 3号 専決処分事項の承認について(板倉町税条例等の一部を改正する条例)	9
○承認第 4号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	10
○承認第 5号 専決処分事項の承認について(板倉町介護保険条例の一部を改正する条例)	11
○承認第 6号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算(第1号))	11
○承認第 7号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算(第2号))	13
○動議の提出	16
○板倉町議会先例集を遵守することについて	23
○動議の提出	24
○日程の追加	25
○発議第 1号 延山宗一議長の議長辞職勧告決議について	25
○動議の提出	26

○日程の追加	27
○議事の延期について	27
○閉会の宣告	28
閉    会    （午後 2時59分）	28

第20日 5月26日（水曜日）

○議事日程	29
○本日の会議に付した事件	29
○出席議員	29
○欠席議員	29
○職務のため出席した者の職氏名	29
開    議    （午後 1時30分）	30
○開議の宣告	30
○発言の訂正	30
○議長発言	30
○日程の追加	31
○副議長辞職の件	31
○日程の追加	32
○副議長選挙	32
○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任	34
○動議の提出	34
○会期の延長について	36
○延会の宣告	36
延    会    （午後 2時39分）	36

第27日 6月2日（水曜日）

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	37
○欠席議員	37
○職務のため出席した者の職氏名	37
開    議    （午前 9時00分）	38
○開議の宣告	38
○議長発言	38
○議会構成について	39
○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任	54

○動議の提出	5 4
○日程の追加	5 5
○動議の提出	5 5
○日程の追加	5 6
○会期の延長について	5 6
○延会の宣告	5 6
延 会 (午前11時14分)	5 6

第36日 6月11日(金曜日)

○議事日程	5 7
○本日の会議に付した事件	5 7
○出席議員	5 7
○欠席議員	5 8
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 8
○職務のため出席した者の職氏名	5 8
開 議 (午前 9時00分)	5 9
○開議の宣告	5 9
○動議の提出	5 9
○日程の追加	5 9
○板倉町議会は地方自治法を遵守することを求める動議	5 9
○日程の追加	6 7
○承認第 8号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算 (第3号))	6 7
○承認第 9号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算 (第4号))	6 7
○承認第10号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町介護保険特別会計補 正予算(第1号))	6 7
○動議の取下げ	7 4
○日程の追加	7 4
○議長辞職の件	7 5
○日程の追加	7 6
○議長選挙	7 6
○日程の追加	7 8
○議席の一部変更の件	7 9
○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任	7 9
○動議の提出	7 9

○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任	7 9
○常任委員長及び副委員長の選任	8 0
○予算決算常任委員の選任	8 1
○予算決算常任委員長及び副委員長の選任	8 1
○議会運営委員の選任	8 1
○議会運営委員長及び副委員長の選任	8 2
○邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙	8 3
○館林衛生施設組合議会議員の選挙	8 3
○館林地区消防組合議会議員の選挙	8 4
○群馬東部水道企業団議会議員の選挙	8 4
○諸般の報告	8 5
○町長挨拶	8 6
○閉会の宣告	8 8
閉    会    (午後 2時55分)	8 8

板倉町告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和3年第2回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年4月30日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和3年5月7日
2. 場 所 板倉町役場 議場
3. 付議事件
  - 1) 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
  - 2) 予算決算常任委員の選任
  - 3) 議会運営委員の選任
  - 4) 呂楽館林医療事務組合議会議員の選挙
  - 5) 館林衛生施設組合議会議員の選挙
  - 6) 館林地区消防組合議会議員の選挙
  - 7) 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
  - 8) 監査委員の選任について
  - 9) 板倉町固定資産評価員の選任について
  - 10) 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部を改正する条例）
  - 11) 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - 12) 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）
  - 13) 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第1号））

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	今 村	好 市	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	延 山	宗 一	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

5 月 臨 時 町 議 会

(第 1 日)

## 令和3年第2回板倉町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和3年5月7日（金）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 3号 監査委員の選任について
- 日程第 4 同意第 4号 板倉町固定資産評価員の選任について
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第10 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
- 日程第11 予算決算常任委員の選任
- 日程第12 議会運営委員の選任
- 日程第13 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙
- 日程第14 館林衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第15 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第16 群馬東部水道企業団議会議員の選挙

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 3号 監査委員の選任について
- 日程第 4 同意第 4号 板倉町固定資産評価員の選任について
- 日程第 5 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 4号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第10 発議第 1号 延山宗一議長の議長辞職勧告決議について
- 日程第11 議事の延期について



---

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
赤坂	文弘	教育長
根岸	光男	総務課長
峯崎	浩	企画財政課長
荻野	剛史	税務課長
川田	亨	住民環境課長
小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
丸山	英幸	会計管理者
多田	孝	教育委員会 教務局長
伊藤	良昭	農業委員会 農事局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂樹	事務局長
小野田	裕之	庶務議事係長
伊藤	泰年	行政庶務係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

ただいまから告示第48号をもって招集されました令和3年第2回板倉町議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○延山宗一議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申出がありますので、これを許します。  
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

今年もついこの間、5月1日から5日まで、恒例の板倉町の鎮守様でもあります雷電神社の例大祭が、昨年は中止という話を聞いていたのですが、今年は開催されたということのようでした。農家の神様とも言われておりますし、関東一円、80を越す末社もあるというようなことから、一時期隆盛を極めた状況であります。昨今はちょっとした寂しさも漂った大祭になりつつあるというような状況でもありましたが、コロナの影響で人出もさらにマイナスの方向だというようなお話も、ついこの間伺ったところであります。

毎年、その前後から機械化を進ませながら、当町は群馬県一早い早場米の地帯とも言われまして、何百年の歴史を持つ田植が、まさに手植えから稚苗、そして機械植え、現在は超大型の8条植えとか高速の機械を使って、東あるいは南地区から、既に西、北地区へと移りつつあるのかな本来であれば当町の今の時期であるはずであります。ご承知のようにコロナ禍が昨年以來、例外なく我が町にも押し寄せておりまして、せっかくのゴールデンウィークも、2年続きの在宅の方も多かったことと思っております。

そういうことで、昨年丸々1年以上にわたり、コロナウイルスの沈静化と平時の人間らしい生活に戻ることを期待しながら、町民の皆さんにも大きな犠牲と忍耐をお願いしてまいりましたが、残念ながら大都市圏ではご承知の3回目の緊急事態宣言となっており、まさに前回もやや経験をして心配したわけですが、今回は本格的な大阪等においては医療崩壊が現実のものとなりつつあるわけであります。コロナウイルスの撃退と最低限の経済の両立あるいは日本国ゆえのもどかしさの感じる民主的法治手法、ずっと1年以上言われ続けても、なおかつPCR検査の圧倒的少なさ、それによる退治ができそうでできないだらという状況のことに対する国民のコロナに対する慣れといいたまいますか、そして何より医療体制の連携充実を、世界でも先進国と自認していた我々も現状を知ったときに、そういった意味で非常に遅れているということも含め、この1年間、国に期待していたわけですが、連携充実の遅れが依然として解決されていないということも含め、ワクチン対応の遅れあるいは各種変異株の出現等々、各方面にわたる対応の未熟さや遅れにより、まさに禁句であったオリンピック開催どころではないとの声が、日増しに大きくなってきているようでもあります。

県もつい5月4日から3回目の警戒度4に引き上げて、再度対応を始めておるようでございます。我が町にも当然通達も参りましたので、臨時の緊急対策会議も開かせていただき、陽性者が既に26人になっているということの状況もありまして、さらに注意度を上げなければならない状況があります反面、これにプラス

して何を町が独自でやれるのか、やるべきなのかということも、片や解決がされておられません。ということで、先般の対策会議におきましても、しっかりとPR、啓蒙する以外に取りあえずの方法はない。あるいは表現は適当かどうか分かりませんが、君子危うきに近寄らずということを原則とした行動の自粛に対する、そういう意味での警戒を上げるという方法というぐらいの結論でございました。

また、政府が出した4月25日から5月11日までの緊急事態宣言、出したときからどなたも分かっていたわけではありますが、その効果はほとんどないであろう。あってもいかにほどかというような、多くの国民がそう思って、その効果の実現は危ぶまれ、疑いがあったわけではありますが、さらに今月いっぱい延長に対して、この先一体どうするのかと。ただ宣言し、今回の宣言については、相対的には緩めながらの宣言というようなことのもありますし、この1年間を見る限り、政治決断も方策も何もあったものではないとの評を、さらに受けざるを得ないような状況になるのではないかというふうにも思っておりますし、緊急事態宣言が出たとはいえど、ゴールデンウィーク中の各行楽地での人出は、対昨年度の2から3倍、平年時、3年ほど前の4割、5割から7割程度という状況でありまして、慣れと飽きあるいは先行き見えない感という国民の感情がよく表れた現状だと言えようかと思っております。それらを含めて、今日、専門家会議が開かれて、さらに対策の具現化が発表される予定であります、あまり期待ができないのかなというのが、札幌や東京駅の通勤客のインタビューに対する答えであります。

さらに、そういう意味では、内閣や政府から緊迫感が感じられない現状を、さすがにそろそろ打破していただかないと、国民の対応も限界に来ているのではないかとも思いますし、目の覚めるような、一緒になって一定期間頑張ろうと思えるような、今までにない決意や方法をぜひ表してほしいというふうに思います。自信のなさがワクチンの接種の対応にも現れている現状には、国の指導力不足あるいは指導力不信がさらに強くなってしまふ危機感を感じざるを得ません。昨晚から決算のインタビューで菅総理大臣が白々しく、人の流れは減っていると。何回聞かれても、人の流れは減っていると言うだけで、よく答えるものだなと。正直言って肝っ玉がよっぽど太いのでしょうかねと思わずにはいられません。ぜひ国には頑張ってもらいたいと思います。

前置きが非常に長くなって恐縮いたしました。今日は、本臨時会、常任委員会任期切れによる議会後半に向かったの再編関係議会であろうと認識しております。時節柄、人事同意案件2件、コロナウイルスを乗り切るための関連案件である専決処分事項の承認5件の合計7議案を、せつかくの臨時議会でありますので、上程させていただき、ご審議をいただき、なおかつその後、ただいま申し上げました一部事務組合の議員さんも含めての構成の再編とか、そういったことになっているようであります。ぜひ円満のうちに議案のご審議ももちろんであります、よろしく議論をされた上、穏やかにご決定をいただければありがたいと思っております。よろしくお願いたします。ありがとうございます。

---

### ○諸般の報告

○延山宗一議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に付議される案件は、人事関係議案2件、専決処分事項の承認5件、常任委員の選任2件、

議会運営委員の選任1件、一部事務組合議会議員の選挙4件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○延山宗一議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

1番 小野田 富 康 議員

2番 亀 井 伝 吉 議員

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○延山宗一議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、4月21日及び5月7日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

青木議会運営委員長。

[青木秀夫議会運営委員長登壇]

○青木秀夫議会運営委員長 それでは、本臨時会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件につきまして、4月21日及び5月7日に議会運営委員会で協議した結果、会期は本日1日と決定いたしました。

議事日程につきましては、同意第3号及び同意第4号、承認第3号から承認第7号までの7議案について、提案者より提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定いたします。

次に、常任委員及び議会運営委員の選任及び一部事務組合議会議員の選挙を行い、全日程を終了することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○延山宗一議長 お諮りいたします。

今臨時会の会期及び議事日程について、ただいま委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、今臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日と決定いたしました。

---

### ○同意第3号 監査委員の選任について

○延山宗一議長 日程第3、同意第3号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、荒井英世議員の一身上に関わる議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、荒井英世議員に退場を求めます。

[7番 荒井英世議員退場]

○延山宗一議長 町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速同意第3号となっております監査委員の選任について、その提案理由をいたしたいと思います。

本案につきましては、議員の中から選任した前監査委員の黒野一郎氏から、一身上の都合により令和3年4月30日をもって辞職したい旨の願いがあり、その退職を地方自治法第198条の規定により承認をしたことに伴う人事であります。後任者は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから荒井英世氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましては、改めて担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしく申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第3号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

荒井英世議員の入場を許します。

[7番 荒井英世議員入場]

---

#### ○同意第4号 板倉町固定資産評価員の選任について

○延山宗一議長 日程第4、同意第4号 板倉町固定資産評価員の選任についてを議題いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、同意第4号であります。板倉町固定資産評価員の選任についてであります。

本案につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産を適正に評価できる者として議会の同意を得て、税務課長を選任してきたところでございます。このたびの選任は、税務課長の職にあった丸山英幸氏が、令和3年4月12日付の人事異動により税務課長の職を退きましたので、新たに税務課長となった荻野剛史氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

同じく担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

---

### ○承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部を改正する条例）

○延山宗一議長 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、承認第3号であります。専決処分事項の承認についてということで、板倉町税条例等の一部を改正する条例という関係であります。

本案につきましては、令和3年度地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されました。このため、板倉町税条例を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分したものでございます。

主な改正の内容でございますが、固定資産税につきましては、土地の負担調整措置及び下落修正を行う措置について、現行の制度を令和5年度まで延長、軽自動車税につきましては、環境性能割の税率区分の見直し、環境性能割の臨時的軽減の延長及びグリーン化特例の見直し、個人住民税につきましては、住宅ローン控除の適用期間の延長等でございます。その他、地方税法の改正に伴う所要の規定の整備を行うものであります。

以上、申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

同じく担当課長の説明は予定をいたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第4号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○延山宗一議長 日程第6、承認第4号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、承認第4号でございます。その提案理由を申し上げます。

専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）ということであります。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、減免措置の特例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

改正の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を減免申請の事由とする場合における減免の対象及び減免申請期限について改正するものでございます。減免の対象は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間に納期限が定められている保険税額であり、申請期限は令和4年3月31日でございます。

以上、申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

改めて担当課長の説明は、この件につきましても予定いたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第5号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）

○延山宗一議長 日程第7、承認第5号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、承認第5号 専決処分事項の承認について（板倉町介護保険条例の一部を改正する条例）でございます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した介護保険第1号被保険者に係る介護保険料の減免について、減免措置の特例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で同じく専決処分をしたものであります。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を減免申請の事由とする場合における減免の対象及び減免の申請期限について変更するものであります。減免の対象は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険料であり、申請期限は令和4年3月31日でございます。

以上の説明でございますが、担当課長の説明は、同じく予定いたしておりません。よろしく願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第6号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第1号））

○延山宗一議長 日程第8、承認第6号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第1号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、承認第6号であります。同じく専決処分事項の承認についてということで、内容



は令和3年度板倉町一般会計補正予算（第1号）であります。

本案は、令和3年4月14日付にて専決処分を行った令和3年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について、承認を求めるものでございます。本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、予算の総額を55億8,300万円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金に700万円を追加し、歳出につきましても、総務費に700万円を追加するものでございます。

今回の補正及び専決処分の理由であります。新型コロナウイルス感染症拡大による地方移住を促進するための移住支援を行うために予算化したものでございます。移住支援事業については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一つとして令和2年度も実施いたしておりましたが、申請がなく、また臨時交付金の取扱いが不明確であったため、令和3年度当初予算では計上しておりませんでした。令和3年2月に交付金の取扱方針が示され、事業を実施できることが確認でき、速やかに事業を実施するため、専決処分として対応したものであります。

なお、この事業については、その費用の全額が国庫支出金として交付されることになっております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

同じく内容がただいま申し上げたとおりのもの全てでございますので、担当課長の説明は改めて予定をいたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 おはようございます。6番、針ヶ谷です。

歳出の説明の中で、感染症対応移住支援金という名目で700万円ということで、これは去年から続いているという町長の説明もあったわけですが、なかなか内容が見えてこないのかなど。広報活動もやっているのかもしれませんが、どなたがどのように利用できる支援金なのかというのを以前説明があったとすれば、私ちょっと忘れてしまっている部分もありますので、改めて支援金の内容についてご説明いただければと思うのですが、よろしく願いいたします。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 それでは、内容ということですので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、対象でございますけれども、令和2年10月1日以降にニュータウン内の土地の売買契約を締結した方でございます。その方の申請者、年齢が50歳未満であること、または申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること、または支給申請者が同一世帯において、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育していること、また令和2年10月1日以降に転入して5年以上継続して定住すること、このような内容となっております。

○延山宗一議長 ほかにありますか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これは、広報はホームページ、広報紙等でやられているわけですよね。なかなか

条件が細かくて厳しいのかなと思うのですけれども、この1年、これで対応していくということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。

以上です。

○延山宗一議長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○承認第7号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第2号））

○延山宗一議長 日程第9、承認第7号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第2号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、この件につきましては追加議案という形になってしまいましたが、承認第7号ということでご審議をお願いしたいというふうに思っております。専決処分の承認についてということですが、令和3年度板倉町一般会計補正予算（第2号）という形でご審議をお願いしたいと思います。

本案は、令和3年4月26日付にて専決処分を行った令和3年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について、承認を求めるものでございます。本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万8,000円を追加し、総額を55億8,328万8,000円とするものであります。歳入につきましては、国庫支出金に28万8,000円を追加し、歳出につきましては、総務費に28万8,000円を追加するものであります。

今回の補正及び専決処分の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症による学校の修学旅行等のキャンセルに対応するための費用を予算化するものであります。中学3年生の修学旅行が5月に予定されており、保険加入の締切りがあることから専決処分としたものであります。

以上、ご報告を申し上げましたが、この件についての細部につきましては、担当課長よりご説明を申し上げますので、お聞きの上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 それでは、承認第7号、専決処分補正予算について説明をいたします。

先ほど町長の提案理由のとおり、今回専決処分をいたしました補正予算の内容については、新型コロナウイルス感染症による学校の修学旅行等のキャンセルに対応するための費用を予算化するものでございます。補正予算の専決処分書1枚目になりますが、先ほどの提案理由でも説明させていただきましたが、歳入歳出それぞれ28万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ55億8,328万8,000円とするものでございます。

2ページから5ページ目につきましては省略し、6ページをお願いしたいと思います。歳入につきましては、歳出が新型コロナウイルス感染症に起因する内容であるため、全額が新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金の対象事業となることから、その交付金を計上するものでございます。

続いて、7ページ、歳出につきましては、2点ございます。1点目でございますが、修学旅行等キャンセル費用保険負担金です。これは修学旅行等に参加する方が新型コロナウイルスに感染したと医師に診断され、それが理由で修学旅行等を中止または延期した場合に、旅行会社などに支払うキャンセル料を補償する保険に学校が加入するに当たりまして、町が費用を負担するものでございます。1人当たり740円の保険加入で、6万円までの補償が受けられる内容となっております。

2点目につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行などを理由に、既に予約してありました内容をキャンセルし、変更するために学校が支払う費用を町が負担するものでございます。この2点で28万8,000円の支出を見込んでおります。本案件につきましては、喫緊に対応を行わなければならない状況であったことから、専決処分とさせていただいたものでございます。

以上、承認第7号、専決処分いたしました板倉町一般会計補正予算（第2号）についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○延山宗一議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 それでは、修学旅行につきまして若干説明をさせていただきます。

中学3年生の修学旅行ですが、当初、今月の5月19日から21日の2泊3日を予定しておりました。それで、当初は奈良、京都方面ということで予定をしておったわけですがけれども、関西方面がご存じのとおり緊急事態宣言等が発令されまして、非常に感染者が増えてきたということで検討を重ねた結果、比較的感染者が少ない山梨方面ではいかがかということで、山梨方面ということで計画をしたところでございます。奈良、京都の場合は新幹線、電車ということになりますけれども、山梨方面ということで、バスにより移動が可能ということになりまして、不特定多数の方との接触も少なく済むということがありました。それから、また旅館のほうも貸し切りということで、一般客との接触もないような状況で対応したいということで進んでまいりました。

しかしながら、今月4日に群馬県県下一斉の警戒度4ということで発令をされまして、その後対応を検討してまいりましたがけれども、この19日からの修学旅行、延期ということにさせていただきました。今回出しております保険負担金、それからキャンセル費用の負担金でございますが、こちらの保険負担金につしまし

ては、旅行の期間の9月30日までが保険期間となっており、延期につきましては、その期間内に延期を定めていきたいと、今検討をしているところでございます。キャンセル料につきましては、先ほども申しましたとおり、奈良、京都方面で旅行会社のほうが企画をしておりました。こちらの都合で、コロナの影響で山梨方面に変更したということで、その旅行企画分の負担をとということで、今回申請をしたものでございます。よろしくご審議お願いいたします。

以上でございます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

森田議員。

○3番 森田義昭議員 3番、森田です。

先ほどの課長の説明で大体分かりましたが、最初、京都、奈良、これには意義があると思うのです。中学3年生がそこに行くという意義が、いにしへの探索とかいろいろあると思うのですが、これが一気に山梨になったということは、やはりその意義がなくなってしまうような気がします。基本的には感染者が少ないということで選ばれたのでしょうけれども、その辺の説明というのは、生徒さんたちにはどのようになされているのかお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 多田教育委員会事務局長。

[多田 孝教育委員会事務局長登壇]

○多田 孝教育委員会事務局長 修学旅行につきましては、京都、奈良、仏閣等ございましていろんな勉強になるかと思えます。また、事前調査などにも力が入るのかなと思えます。急遽山梨ということなのですが、山梨においても歴史風土、豊かなものがございます。

また、修学旅行のもう一面の教育活動といたしましては、集団活動ということで、そちらがメインになるのかなという気がしております。山梨方面で2泊3日、十分に集団生活を通していろいろ心身ともに育みができるのではないかとこのように感じております。

以上でございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 分かりました。ありがとうございます。

○延山宗一議長 ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

ここで執行部の皆様に申し上げます。これよりの議事日程については、議会構成に関する人事案件でありますので、しばらくの間退場をお願いいたします。

[執行部退席]

○延山宗一議長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 (午前 9時44分)

---

再 開 (午前 9時53分)

○延山宗一議長 それでは、再開をいたします。

---

#### ○動議の提出

○延山宗一議長 今村議員の発言を許可いたします。

今村議員。

○8番 今村好市議員 8番、今村です。動議を提出いたします。

通常であれば、ここで追加議案で議長の辞職願の承認もしくは正副議長の選挙が入ってくるわけなのですが、それが入っていないということは、議長から辞職願が提出されていないという理解の下で動議を申し上げます。

板倉町議会先例集21条、議会構成（正副議長、委員会、一部事務組合議会、監査委員）は、2年で編成し直しをするものとするに、議長選挙がないということは反しております。速やかに辞表を提出の後に、直ちに議長の選挙を日程に追加し、議題とすることを求めます。もし正副議長の辞職願が提出されなくても、板倉町議会先例集第21条により、正副議長の選挙を求めるものであります。

以上です。

○延山宗一議長 ただいま動議が出ました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 (午前 9時55分)

---

再 開 (午後 1時06分)

○延山宗一議長 再開いたします。

先ほど今村議員から動議が発議されました。検討した結果、今回の動議につきましては、否決することとさせていただきます。よろしいですね。取扱いはしないということとさせていただきます。以上です。

今村議員。

○8番 今村好市議員 今、議長は否決と言ったけれども、否決ではないでしょう。否決というのは、採決をしてどうなるかというのが否決でありますので、もう一度お願いいたします。

○延山宗一議長 改めて申し上げます。

今村議員から動議が発議されました。この件につきましては、取り扱わないということとさせていただきます。

○8番 今村好市議員 取り扱えない理由をお願いいたします。

○延山宗一議長 これにつきましては、議員必携の……今議員必携の確認をいたします。

町村議会の運営に関する基準というようなことの中で、26、事件の撤回を求める動議、審議不要の動議等の法令に反する動議は、議長はこれを取り上げないことができるということの中で決定をいたしました。

今村議員。

○8番 今村好市議員 具体的に今回私が申し上げた動議のどこがそこに抵触するので、問題で取り上げないというのか、具体的にお願いいたします。

○延山宗一議長 この件につきましては、議員必携による法令の中で4年間というようなことがうたってある中、今回これに準じての対応ということになります。

今村議員。

○8番 今村好市議員 それでは、地方自治法に、私の動議が動議として取り扱われるということになると、法に抵触してしまうという理解でよろしいですか。

○延山宗一議長 それはあり得ることです。

今村議員。

○8番 今村好市議員 あり得るといふ曖昧な話で動議を取り下げるのはいかがなものでしょうか。幾ら議長権限といえども、やはり根拠がきちんとあって、こういうわけでの動議については、動議として認めないというのがあってしかるべきでしょう。それでなければ、議員全員に諮って、この動議をどうするかという判断を求めるのが普通でしょう。違うのですか、議会というルールの中では。

○延山宗一議長 上位法の中でうたってあるということと、前任の議長がここにもいらっしゃいますけれども、その方向の中で前回同様に対応してきたということでございます。

今村議員。

○8番 今村好市議員 前回同様って、そんなものが通用するわけないでしょう。議会の皆さんがつくったルールですよ。私は、今回の動議については、法律に違反しているというふうには全く思っておりません。それを単なる議長権限で却下なり取り合わないというのは、議会制民主主義に問題があると思いますが、どうでしょうか。私はまだ納得ができません。今の理由だけではできません。

○延山宗一議長 この件につきましては、私の考えとして、これは上位法にのっとった回答だというふうに思っております。

今村議員。

○8番 今村好市議員 上位法に照らし合わせてどこが違法性があるか、きちんと教えてください。

○延山宗一議長 違法性というふうな見解の仕方ですけれども、上位法があり、慣例がありというふうなことでございます。そういうふうな中で、地方自治法の中でうたってあるとおりに進めてきているということでございます。

今村議員。

○8番 今村好市議員 理解できないのですけれども、地方自治法はずっと議員の任期は4年ですよと言っています、それは。ただ、板倉町の先例集なり内規なり、いろいろなものは、場合によってはそれを超えてやっていますよね。それが違法になってしまうのかどうか。議長は違法だという判断をしているわけなのでしょうけれども、では議長は先例集の中で東部水道企業団の、これは当然4年なわけなのですけれども、辞表

を出して先例集どおりやっていますよね、片方は。同じ先例集の中に正副議長というのが載っているのですが、片方は自治法に抵触してしまいます。片方は先例集に従います。矛盾していませんか。

○延山宗一議長 矛盾しているとは思いません。

今村議員。

○8番 今村好市議員 矛盾していると思わない。では、何が根拠で東部水道企業団の辞表は出したのですか。議長でしょう。議会をまとめる板倉町を代表するリーダーですよ。もっときちんと答えてください、具体的に。どこどこが抵触してしまうのですかと聞いているわけです。法律がと言ったって、では法律のどこが違反してしまうのですか。どこに違反で出てきてしまうから駄目だと言っているのですか。

○延山宗一議長 先ほどお話をしましたように、議会の運営ということの中での項目に対して、動議の提出という項目があります。その項目の中で先ほど読み上げをさせてもらったわけですが、そのとおりということです。審議不要の動議等、法令に反する動議は、議長はこれを取り上げないということになりますので、それが当てはまるということでございます。

今村議員。

○8番 今村好市議員 審議不要という解釈、なぜ審議不要なのか。

○延山宗一議長 ですから、地方自治法の中に明記されているとおりということです。

今村議員。

○8番 今村好市議員 では、自分たちがつくったルールを犯しても、これは法律ではないから構わないと、こういう理解ですね。それはいいのですか、それで。

○延山宗一議長 今、今村議員が言うように、法律を犯してもというふうな発言とはまた違います。

今村議員。

○8番 今村好市議員 法律に抵触するから、動議を認めないと言っているわけです。だから、法を犯すから認めないということなのでしょう。違うのですか。

○延山宗一議長 法律またはということになりますので、法律または会議規則ということになりますので、そういうふうな意味合いの中で今回の取り上げがないということになりました。

今村議員。

○8番 今村好市議員 私は、議長にそれだけの権限で、何かはっきりした納得するような理由で取り上げないという理由については、今のところ納得をしておりません。したがって、議会のいわゆるルールに基づいて、この案件を動議として認めて審議するかしないか。審議した場合は、法律に抵触してしまうから無効なのかどうか、その辺もちゃんと調べた上でやるべきではないですか。皆さんに聞いてください、どうするか。議長だけの権限ではなくて。

○延山宗一議長 申し上げます。

今、今村議員が求めているもの、動議に対しては、議長の任期というものが4年あるということ。それが定められているということになります。ということは、イコール議長選挙を求めているということになる。そういうことによって、議長辞職を要するためというふうな理解をする。そういうふうな意味合いの中で、今回の動議というものに対しての結論に至ったということでございます。

今村議員。

○8番 今村好市議員 3月19日の議員のみに配られた協議案件の中に板倉町議会先例集というのがあります。この中には先ほど申し上げた議会構成、今やっている議会構成ですね。正副議長、委員会、一部事務組合、監査委員は2年で編成し直すものとする。この理解はどうでしょうか。

○延山宗一議長 その議員のみの先例集、もしくはいろんな中でうたってある申合せ事項ということの中での決め事ということだと思えるのですけれども、それはそのときの申合せ事項により、選出をしてきたということだと思います。それはあくまでも、地方自治法の中の4年間というふうな決まりの中で定められていないということでございます。そういうふうなことの中で、2年ということが一つの決め事として、申合せ事項として定めてきたと、実施されてきたということなんです。今回のこの議長の件につきましては、また違った地方自治法の中で4年間ということ定められていると。それが4年間が理想だというふうなことの意味でうたってあるということを実施しているということでございます。

今村議員。

○8番 今村好市議員 そうしますと、議長が提出したこの協議の中に議会先例集もしくは申合せ事項、何かありますが、これは全て無効であるという解釈ですか。

○延山宗一議長 それは全て無効ということではないと思っております。

今村議員。

○8番 今村好市議員 では、どれとどれが無効なのですか、この中で。

○延山宗一議長 先ほど言われたように、自治法の中にうたってあるものに対して4年間ということがありますので、それに対する理解。それ以外の委員会条例、地方自治法の中でうたってある委員会条例、その条例の中で2年ということ地方自治法でうたってあるとおりの、それが2年なら2年ということの定めの中で、新たに改選がされているということご理解をしております。

今村議員。

○8番 今村好市議員 それは地方自治法に守られているというのは分かりますけれども、今まででこういうことで先例でどこの議会もやっているでしょう。県議会を含め市議会、市町村議会、議長だから当然知っていると思うのです。それはみんな内規なり先例集なり申合せ事項を尊重して、そういう結果を出しているわけです。それがみんな自治法によって無効だという話にはならないと思うのです。どうなのですか。

○延山宗一議長 今言われたとおりの、全て無効とは言っておりません。地方自治法の中にうたってあるとおりのこと言ったわけですが、その法の解釈で委員会なら委員会条例の中での定めの中で進められている。議長なら議長、副議長なら副議長としての定めの中で、地方自治法でうたったとおりの定めの中で従っているということなんです。

今村議員。

○8番 今村好市議員 それは都合のいい解釈ですよ。これは辞表を出しましょう。これは出さないで地方自治法で押し切ってしまうでしょう。そんな話を通るのですか、板倉町議会については。とんでもない話でしょう。一貫性もない、ルールも守らない、これでいいのですか。みんなに聞いてみてください、そんなことが通るのかどうか。小学生だろうが、どんな小さな団体だろうが、ある一定のルールを守っているから秩序が保たれているでしょう。これは法律だから守らない。みんながつくった申合せだとか、先進事例はどうでもいいのだと。法律が守ってくれるから、俺は辞めないよ、そんなので通ると思うのですか。



○延山宗一議長 今村議員の言っていることは、例えば議員必携なり上位法を変えても、その慣例なり今までどおりに進めると言っているようにも受け止められるということ。その必携の中にうたってあるとおり、委員会は2年ということは、4年やれではなく、2年ということをやうたってあるとおり。議長に対しては、先ほど言ったとおり繰り返しますけれども、同じということ。4年ということにうたってあるとおりの実行しているということであって、今村議員が、例えば都合が悪いとき、自分本位の考えで事を進めているというような物の言い方をしていますけれども、それは違うのではないかと、そんなふうにも思います。

今村議員。

○8番 今村好市議員 だって、結果としてそういうことでしょう。委員会条例は委員会条例ですから、これは町の条例ですから、守らなくてはならないです。だから、2年で失職します。そのことを言っているわけではないのです。4年任期があるのだけれども、先進事例や申合せ事項で2年交代にしましょうというのがあるわけです。それは何のためにつくられているかというのが分からないのですか。それはみんな法律に基づいてと。では、こんなを出す必要もないし、こんな議論する必要もないですよ。だから、取りあえずは法に抵触してしまうのだったら、それはまずいかもしれないけれども、私は法に抵触しているという部分がどこにあるかというのがはっきり分かりませんので、今の答えでは動議はある程度進めてもらいたいというふうに思いますが。

○延山宗一議長 ですから、繰り返しになってしまうのですけれども、同じことを何回も言うような話になってしまうのです。ですから、町村議会の運営に関する基準もしかり、もっと前提にある議長とはということやうたってあるとおりのことを言っている、あとやっているとということです。それに対して、これは先例集にあるから辞表を出せということと言われていたというふうに理解しますけれども、現実のところ、それはそれとして、この町村議会の運営に基準に関して進めているわけであって、その中に議長の任期は4年とする。今言ったように2年で交代するところがあるかもしれないけれども、4年が最もふさわしいのだということでの内容の説明ということでもありますので、再三繰り返すように、辞表を出せというふうなことは、それに対しては抵触をすると、そういうふうな理解です。

今村議員。

○8番 今村好市議員 いつまで議論してもらちが明かないのだとすれば、議長権限で、今の内容ではいわゆる動議を取り上げないということであれば、一部修正をして動議を申し上げたいと思います。

板倉町議会先例集第21条、議会構成、正副議長、委員会、一部事務組合、監査委員は、2年で編成しなければならないとすると。この先例集を守ることを提案して代えます。どこにも議長を辞めろだの、議長選挙だとかというのは言っていない。先例集を守ってください。守るべきである。これは私たちがつくったルールであるから、当然守るべきであるというふうに思いますので、その辺の採決をお願いしたいと思います。

○延山宗一議長 先例集の21条にうたってあるということの改めての動議ということでございます。先例集を守れというようなことの意味かなと受け止めることができるのですが、その件につきましても、議長とすると結論的に言いますと、これも動議に諮らないということでございます。以上です。

今村議員。

○8番 今村好市議員 先ほど地方自治法では、議長は2年で辞めて選挙したほうがよいという動議は、4年というルールがあるから、それはいわゆる動議としては認められないと。法に抵触してしまうと言って

いるのでしょうかけれども、自分たちがつくったルールを守ってくださいと言っているのは、何がおかしいのですか。それも取り上げられないのですか。議長が3月19日の議員のみ協議会にちゃんと出しているでしょう。事務局が勝手にやっている話ではないです。議員のみ協議会というのは、一応議長が目を通して、これは出すべきか、出さないべきか協議したほうがいいのかどうかというのを判断して出しているのでしょうか。その内容を動議で出しているのに、それを認めないというのはどういうこと。

○延山宗一議長 申し上げます。

今村議員の発言でございませうけれども、先日3月19日に出したということ。それは、そのときのそれぞれの委員会ということの意味になります。そこにも議長、副議長ということの明記もされていたということでございます。しかし、それにつきましても、先ほどと同じ4年間ということの中の法令、そしてイコール先例ということになるのですけれども、その先例につきましても2年ということであるわけですが、繰り返しますけれども、法令に従って対応していきたいというふうなことで、発言の動議は却下しますという話になりました。

今村議員。

○8番 今村好市議員 議長自ら3月19日に文書で出しておいて、それを守ってくださいというのは議長の立場でしょう、反対に。私が言うのではないですよ。そのときは、これに対して議会の先例集もしくは委員会条例、これはみんな本日やろうとしている議会構成の中身です。一部事務組合の議員、それに対して板倉町議会申合せ事項、板倉町議会議員申合せ事項の抜粋、これをあなたが出したのでしょうか。そのときは何の意見もないから、このとおりにやるのだというふうに思ったのです。ところがどっこい、これも動議として取り扱わない。そんな話はないでしょう。それを議長権限でやれるの。

○延山宗一議長 繰り返しますけれども、3月19日に出したということは、それはそれ、こういう状況で事が進んでいきますよというふうな理解をしてもらうために、皆さん方にはお配りをしたということです。その件と今回のこの件については、多少温度差があるということで、今回こういうふうに至ったということでございます。

今村議員。

○8番 今村好市議員 そのときは、こういう対応で臨時議会の議会構成はやろうという意思でこれを出したわけ。その後、気が変わったから、何で変わったか分からないのですけれども、一部変わるよという話が本日の話。そういうのでいいのですか。子供だましみたいな話をしています。私はおかしいと思いますけれども。だったらば、この先例なり申合せ事項については問題があるから、そのときに提出をして修正なり検討を加えるという話なんか一切ないですよ。それを出しておいて、本会議の本番になったら一部変わりましたよって、そんなことは通らないと思うのですけれども、どうですか。

○延山宗一議長 おっしゃることは理解できます。しかし、今回のことにつきましては、3月19日の先例集が出されたということとまた違う意味での考え方で、これから進めたいということで考えております。19日に出したそれぞれの委員会、一部事務組合の新しい役員、新しい委員の選出は、それはそれとして、この上位法に従っての議長、副議長ということは、それはそれで進めていくということで、繰り返すようですが、進めさせていただきたいと思っております。

今村議員。

○8番 今村好市議員 どうも筋が通らないし、つじつまが合わない答弁で理解に苦しむのですけれども、ではこの先例集の21条を守ってくださいということに対しては、これも動議として認めないのですか、本当に。だから、認めないのだとすれば、議長判断だけではなくて、議員全部に関わることなので、議員全員の意見なり採決をして、どうするかというのを決めてください。議長判断だけではなくて、この案件については。みんなが理解した上で、これで進めるという理解をした上で本日臨んでいるわけです。それはそのとき、今日は違うよと、それはないでしょう。

○延山宗一議長 そうとは言っておりません。

繰り返しますけれども、この件についても、同じく議長の辞職というふうなことでの関連ということになりますので、この発議については諮らないということでございます。

今村議員。

○8番 今村好市議員 議長辞職だとか、選挙をやれとかというのは書いていないのです。私も修正のほうには言っておりません。この先例集そのものを議長は認めないということなのですね。あなたが出した資料ですよ。みんな了解をした資料ですよ。何ら問題ないでしょう、動議として出したって。守ってくださいというだけの話ですから。これは一部事務組合だとか監査委員さんは守っているのです。これをなしにしてしまうと、どうなってしまうのですか。

○延山宗一議長 今村議員のおっしゃっていること、それはそれとして理解ができるということでございます。しかしながら、繰り返しますけれども、今回の先例集に対しての動議ということにつきましては、その前段の議員発議ということで関連をしてくるという。辞職を強要するというようなことの意味にも取れるということで、上位法の状況に従って進めていくということでもありますので、この動議についても受け付けないということで考えております。

今村議員。

○8番 今村好市議員 それは駄目ですよ。何も言っていないですよ、議長辞めろだのへチマだの。それは議長が提出した書類ですから、責任持ってもらわないと。事が変わったというのなら、事が変わったと言えればいいのではないですか、別に。議会に諮らないことがおかしいと言っているのです。それは否決されるかもしれない。分からないですよ、それは。議会の組織体として、やはり動議で意見が出たものについてはどうするかというのは、議会議員の意思決定をするという大きな役割があるわけですから、それをよく分からない理由で、これはどうしようもない。なるほどなど。私が言っているのが筋が通らないし、問題だなどと思えば、議長権限でも結構ですよ、取り上げなくても。そうは思っていないですから、一応皆さんに聞いて、どうするか判断をしたほうがいいのではないですか。

○延山宗一議長 それでは、ただいまの件につきましては、暫時休憩を取りまして、その後また再開をしたいと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

暫時休憩です。

休 憩 (午後 1時42分)

---

再 開 (午後 1時56分)

○延山宗一議長 それでは、再開をいたします。

ただいま今村議員の動議に関して、板倉町議会先例集を遵守することにするというを議題とすることに賛成の方は起立願います。

[起立あり]

○延山宗一議長 賛成者がおりますので、これを議題にいたします。

---

○板倉町議会先例集を遵守することについて

○延山宗一議長 それでは、採決を行います。

今回の動議に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○延山宗一議長 可決です。

よって、ただいまの動議に対しては、賛成多数ということで可決をいたしました。

暫時休憩をいたします。

休 憩 (午後 1時57分)

---

再 開 (午後 1時59分)

○延山宗一議長 それでは、再開をいたします。

今村議員。

○8番 今村好市議員 ただいまの動議については、採決をいただきました。

それに関連をして質問と、議長の判断について確認をしたいと思えます。この議会構成の変更といういわゆる3月19日に出された資料の中で、よくよく見てみますと、議長及び副議長についてということで議会構成、正副議長、委員会、事務組協議会、監査委員は2年で編成し直しをするという明記があります。裏側に行きますと、その先例集の中の常任委員及び議会運営委員の選任ということで、また細かく書かれております。その次が一部事務組協議員及び企業団議会議員の選出方法、それから板倉町監査委員の選出方法ということで明記をされております。

そこで、この先例集を議会で守っていただきたいということが認められたので、引き続きこれによりますと、議会副議長についてという中に、2年で編成し直しをするものとするということがありますけれども、2年で編成を議会議長もしくは副議長は編成をし直しをするのか、しないのか、お願いいたします。

○延山宗一議長 ただいまの今村議員の質問です。お答えをいたします。

これについては、ただいまの可決になった先例集、この動議についてですけれども、これについてはしっかりと真摯に受け止めて、今後この問題については受け止めて作業を進めていきたいと思えます。

今村議員。

○8番 今村好市議員 今後受け止めて作業を進めるということは、議会編成については間近に迫って、今日やらなくてはならないかもしれませんが、それについて正副議長については編成をし直すのか、し直さないのかというのを聞いているのですが、どうでしょうか。

○延山宗一議長 ただいまの質問でございますけれども、この問題は議長、そしてまた副議長というふうなことでござっております。副議長も提出をされなかったということになりますので、副議長とも確認を取りな

がら共に進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたい。

今村議員。

○8番 今村好市議員 議長は編成し直すのか、し直さないのか。副議長については、本人確認していないから分からないということなのですけれども、議長についてはどうなのでしょう。場合によっては時間があるから、副議長にも聞いていただいて、どうするのかお答え願いたいと思います。

○延山宗一議長 それについては、また確認を取ってから返答したいと思います。

今村議員。

○8番 今村好市議員 では、暫時休憩をして確認をお互いしてください。でないと、次に進まないですから。

○延山宗一議長 暫時休憩をいたします。

休 憩 (午後 2時03分)

---

再 開 (午後 2時10分)

○延山宗一議長 再開をいたします。

ただいま議長と副議長、正副議長によりまして、辞表は提出していないということの中で協議をしました。ただいまの件につきまして、皆さんから動議が出されて可決になったということでございますけれども、議長、副議長に関しては辞表は提出をしないということに相談の結果になりました。以上です。

今村議員。

○8番 今村好市議員 確認いたしますが、動議が議会の意向として採決されたわけですけれども、決定されたわけですが、議会の意向に沿わず、議長、副議長については編成をしないという答えでよろしいでしょうか。いわゆる辞職はしないということになるのですが、それで間違いないでしょうか。

○延山宗一議長 はい、間違いありません。

何か質問ありますか。

[発言する人なし]

○延山宗一議長 それでは、議事を進めます。

---

### ○動議の提出

〔「議長」と言う人あり〕

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。動議を提出させていただきます。

ただいま議員の意思は、板倉町の議会先例集に沿った議会構成を行っていただきたいということだったので、それには議長、副議長も従わないと。特に先般より板倉町議会の申合せ事項よりも、地方自治法を優先して事を進める云々の説明がありました。これは、板倉町議会に対する信頼を損なう行為であろうと思われます。

よって、延山宗一議長に対して辞職勧告決議案を提出いたします。直ちに日程に追加し、議題とすることを望みます。

以上です。

- 延山宗一議長 ただいま針ヶ谷議員から、延山宗一に辞職勧告ということで動議が提出されました。  
ただいまの意見に対して賛成の方は起立願います。

[起立あり]

- 延山宗一議長 賛成がありますので、議題に追加をいたします。
- 

#### ○日程の追加

- 延山宗一議長 それでは、賛成がありましたので、ただいまの辞職勧告に対して賛成の方は起立願います。

[「議長に対して辞職勧告決議案が出ているんですよ。議長が議長席から降りなければおかしいでしょう。何やっているんですか。副議長が採決するべき。議長は除斥ですよ。取り消してください、今の採決は」と言う人あり]

- 延山宗一議長 それでは、暫時休憩をいたします。

休 憩 (午後 2時14分)

---

再 開 (午後 2時36分)

[議長、副議長と交代]

- 市川初江副議長 再開いたします。

ここからは都合により、議長に代わり議事を進めてまいりたいと思います。

ただいま針ヶ谷稔也議員から延山宗一議長に対する辞職勧告決議案が提出されました。

本件は1名以上の賛成者がありますので、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

#### ○発議第1号 延山宗一議長の議長辞職勧告決議について

- 市川初江副議長 地方自治法第117条の規定により、延山宗一議長に退場を求めたいと思います。

[12番 延山宗一議員退場]

- 市川初江副議長 それでは、事務局長に朗読をさせます。

- 小林桂樹事務局長 それでは、命により朗読をさせていただきます。

発議第1号 延山宗一議長の議長辞職勧告決議について。

上記議案を別紙のとおり板倉町議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

令和3年5月7日提出。

提出者、板倉町議会議員、針ヶ谷稔也。賛成者、同じく今村好市、亀井伝吉、黒野一郎、本間清でございます。

別紙でございます。

延山宗一議長の議長辞職勧告決議案。

板倉町議会は、延山宗一議長の議長辞職を勧告する。

以上、決議する。

令和3年5月7日、板倉町議会。

以上でございます。

○市川初江副議長 ありがとうございます。

それでは、初めに本案に対する討論を行いたいと思います。

反対討論ありますか。

[発言する人なし]

○市川初江副議長 それでは、賛成討論ございますでしょうか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。延山宗一議長の議長辞職勧告決議に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、今村議員の動議によりまして、板倉町議会の先例集を遵守すべきと可決されました。議長及び副議長については、先例集第21条による旨の資料を配付し、承認されています。にもかかわらず、独自の判断で上位法の自治法を持ち出し4年の任期を主張することは、身勝手に自分本位の行為であり、板倉町議会の在り方を否定する行為であります。議長の職にある者は、他に耳を傾け、調整をし、議会として進むべき道を定める職と考えます。議会の多数の意思を無視し、自分の考えを主張する行為は、議長の質を欠くものと考えます。

よって、延山宗一議長の辞職を求めるものであります。

以上です。

○市川初江副議長 そのほか賛成討論ございますでしょうか。

[発言する人なし]

○市川初江副議長 それでは、討論を終結いたします。

それでは、延山宗一議長に対する辞職勧告決議案について採決をいたします。

本案に賛成の方は起立を願います。

[起立多数]

○市川初江副議長 賛成多数によって、辞職勧告決議案は可決いたしました。

それでは、延山宗一議長の入場を求めます。

[12番 延山宗一議員入場]

○市川初江副議長 それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2時42分)

---

再 開 (午後 2時52分)

[副議長、議長と交代]

○延山宗一議長 それでは、改めて再開をいたします。

---

○動議の提出

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 8番、今村です。今後の議案について、口頭による動議をいたします。

今までの経過、いわゆる動議可決、議長の辞職勧告決議案可決、いずれも法的拘束力はないといえども、板倉町の議会としての意思を示したものであるというふうに理解をしております。そんな中、これから具体的な議会構成に入って行くわけですが、先例集もしくは今までのいろんな決め事について、議員間もしくはそれをもう一度再検討する必要があるというふうに思っております。このままでは、適正なきちんとした議会構成は私はできないというふうに理解をしています。

そこで、動議ですが、議事延期の動議を出したいと思えます。その間、議員各位もしくは議員全体で、先例集もしくは申合せ事項については、再度きちんとした形で見直し、検討した上で、議会構成はやるべきというふうに思えますので、本日の議会については議事延期をして、閉会をしていただきたいという動議です。

○延山宗一議長 ただいま今村議員のほうから動議ということで、議会構成については、議事の延期を求めたいということの動議がありました。

ただいま皆さん方にお諮りをするわけですが、これに賛成者を求めたいと思えます。賛成の方は起立願います。

[起立あり]

○延山宗一議長 ただいま議題に上げるということで賛成者がありました。

---

#### ○日程の追加

○延山宗一議長 ただいま、議会構成延期につきましての議事日程を議事に追加をしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしという方がおりますので、進めさせていただきますと思えます。

---

#### ○議事の延期について

○延山宗一議長 それでは、ただいまの動議について賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○延山宗一議長 賛成多数で動議が認められました。

賛成多数ということで、議事の延期を行います。

議事日程につきましては、改めて皆さん方にはお知らせをしたいと思えます。よろしく願いいたします。

---

○延山宗一議長 本日はこれをもって……

〔議長、発言を許可願います〕と云う人あり〕

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ありがとうございます。6番、針ヶ谷です。

予定では3月19日の議員のみ協議会の資料にありますように、本日議会構成を変更するという予定になっておりました。それにつきまして、先ほど来今村議員のほうから発言がありましたように、議長及び副議長については板倉町議会先例集、常任委員会及び議会運営委員の選任については板倉町議会委員会条例、一部



事務組會議員及び企業団會議員については板倉町會議員申合せ事項、板倉町監査委員については板倉町會議員申合せ事項を参考に検討、選出をすると、決定をするというような運びの予定だったわけですが、先ほど来の話の流れから、議長及び副議長については、この先例集によらないというような話になっております。

つきまして、その後の常任委員及び一部事務組合、監査委員についても、今のこの参考資料を基にはできないのかなという気がいたします。もう一度この部分について、何を参考にして決定をするのか、決めなければいけないのかという部分を、再開されるまでに明らかにしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○延山宗一議長 ただいま針ヶ谷議員から、その選出方法について、もっと具体的に分かりやすく説明をしていただきたいというふうな意見もありました。それについても、皆さん方には理解できるような形の中でお示しをしたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○延山宗一議長 そのほかありますか。

〔発言する人なし〕

---

#### ○閉会の宣告

○延山宗一議長 以上をもちまして本日の臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午後 2時59分）

5 月 臨 時 町 議 会

(第 20 日)

## 令和3年第2回板倉町議会臨時会

議事日程（第2号）

令和3年5月26日（水）午後1時30分開議

- 日程第 1 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任  
日程第 2 予算決算常任委員の選任  
日程第 3 議会運営委員の選任  
日程第 4 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙  
日程第 5 館林衛生施設組合議会議員の選挙  
日程第 6 館林地区消防組合議会議員の選挙  
日程第 7 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
- 

本日の会議に付した件

- 日程第 1 副議長辞職の件  
日程第 2 副議長選挙  
日程第 3 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
- 

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

---

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂樹	事務局長
小野田	裕之	庶務議事係長
伊藤	泰年	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 議 (午後 1時30分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和3年第2回板倉町議会臨時会を再開いたします。

---

○発言の訂正

○延山宗一議長 初めに、5月7日の臨時会本会議における私の発言につきまして一部訂正させていただきます。

私は5月7日の臨時会を閉じるに当たり、閉会と発言しましたが、これを延会に訂正させていただきます。  
ここで、議事進行の都合により暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時30分)

---

再 開 (午後 1時31分)

[議長、副議長と交代]

○市川初江副議長 再開いたします。

---

○議長発言

○市川初江副議長 ここで、延山議長より発言を求められていますので、これを許します。

延山議長。

○12番 延山宗一議員 12番、延山です。5月7日臨時会において、私への議長辞職勧告決議の可決、そして議会構成時に板倉町先例集の再検討について、議事の延期動議が提出されました。

まず、提案者の辞職勧告決議可決についてですが、何の法的拘束力のない議長辞職勧告議案の提出がされたということです。地方自治法103条の2項に議長、副議長の任期は議員の任期とするとあります。そして、議長の短期交代は、地方自治法第103条の趣旨に反することに厳に慎むべきとあります。議長の短期交代や先例集による慣例を優先することは法律違反となることから、議論の余地はないものと考えます。

4年前、平成29年6月の定例会、前青木議長への議長不信任案可決、同じく9月定例会には議長辞職勧告決議案が提出されました。決議案の根拠は、慣例を遵守せよというもの、それは国の法律を軽視した強引なやり方ではないかと。また、多くの議員に議長を経験させたいための議長の交代、辞職を求めるなどの法令に違反した行動は、あってはならないことでもあります。私は、青木前議長の続投すべきであると反対討論をさせてもらった経緯があります。

今回私への議長辞職勧告決議は可決されました。板倉町の議員12名、辞職勧告に提案者、賛成者合わせて5名、議会の仕組み上可決されるものではありませんが、ほか7名の議員がおるわけでございます。12名中半数以下でもあるわけでございます。言い換えれば、法律よりも慣例を守ることに賛成している議員は半数以下ということになるわけです。既に慣例が支持されていないことが明白となっており、4年前の時点で既に慣例はなくなり、前青木議長は法にのっとり、4年間議長を務めた事実、それを争わなかったという事実もあります。

私は、4年前に話したことと同じ論陣を張ったことから、前述の理由を含めて言行を一致させることは議員として当然のこと。よって、私の向いている方向は間違っていないと確信をしておるわけでございます。しっかりと法令を遵守していきたいと思っております。そして、私への辞職勧告可決しても、法的な効力のないことが分かっているがらの辞職勧告、それは私への嫌がらせ、そしていじめとしか受け止めることができません。法令を遵守する気持ちのない議員と受け止め、法律の専門家、また警察等に相談をし対処していきたいとも考えておるわけでございます。

板倉町議会先例集におきましては、地方自治法の定めの際間を埋める先例集、慣例であります。先般、先例集について話合いの場を持ちました。そして協議、先例集を遵守すべきとの意見がありました。条文の中には理解できない部分も多々あるということでございます。私は法令に従い、法令を遵守していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の発言を終わります。

○市川初江副議長 延山議長の発言が終わりました。

ここで議長と交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時37分)

---

再 開 (午後 1時39分)

[副議長、議長と交代]

○延山宗一議長 再開いたします。

---

#### ○日程の追加

○延山宗一議長 ただいま市川初江副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### ○副議長辞職の件

○延山宗一議長 地方自治法第117条の規定により、市川初江議員の退場を求めます。

[11番 市川初江議員退場]

○延山宗一議長 それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○小林桂樹事務局長 それでは、命により朗読させていただきます。

令和3年5月26日

板倉町議会議長 延 山 宗 一 様

板倉町議会副議長 市 川 初 江

辞 職 願

この度、一身上の都合により板倉町議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○延山宗一議長 お諮りいたします。

市川初江副議長の副議長辞職を許可することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、市川初江副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

市川初江議員の入場を許します。

〔11番 市川初江議員入場〕

○延山宗一議長 市川初江議員に申し上げます。

副議長辞職願の件、許可することに決定いたしました。

ここで副議長の退任の挨拶を求めます。

市川議員。

〔11番 市川初江議員登壇〕

○11番 市川初江議員 皆さん、こんにちは。2年間、皆さんのおかげさまで副議長を務めさせていただきました。足りないものですが、私なりに一生懸命やってきたつもりでございます。また、新たに副議長が選任されるわけですが、議会はやはり議員自分自身のためではなくて、町のため、町民のため、これが基本でございます。そして、やはりみんなで決めたルールはしっかり守る、このことが一番大切なことかなと感じさせていただきました。ですので、今後新しい副議長が選任された折には、ぜひ心一つにして町のため、町民のために頑張りたい、そんなふうに思います。2年間大変ありがとうございました。

---

#### ○日程の追加

○延山宗一議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ○副議長選挙

○延山宗一議長 これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

これより投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○延山宗一議長 ただいまの出席議員数は12名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○延山宗一議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○延山宗一議長 異状ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票箱をお願いいたします。

これより事務局長に点呼させます。

[投票]

○延山宗一議長 投票漏れはありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

ただいまより開票を行います。

立会人には、会議規則第31条第2項の規定により、議席1番、小野田富康議員、議席2番、亀井伝吉議員を指名いたします。

両名の立会いをお願いいたします。

[開票]

○延山宗一議長 それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは先ほどの議員出席者数に符合しております。

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票のうち

市川初江議員 11票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、市川初江議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○延山宗一議長 ただいま副議長に当選されました市川初江議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

演台において副議長就任の挨拶を求めます。

[11番 市川初江議員登壇]

○11番 市川初江議員 ただいまは私のほうのグループ以外の人からもご支援をいただいたということは、私にとっては大変重く受け止めなければならないことだと深く肝に銘じているところでございます。やはり町民のため、また町のためにやるには、心一つにしてしっかり正しい行動をして、皆さんの見本になるような議員であらなければならない。また、このことも深く今感じさせていただいているところでございます。私も女性1人ということでございますけれども、皆様の今日の本当に心強い、思いもかけない票数をいただきまして、心新たに初心に戻りましてしっかりと2年間務めてまいる所存でございます。どうぞご指導、ご鞭撻をいただきながら頑張りたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時58分)

---

再 開 (午後 1時59分)

○延山宗一議長 再開いたします。

これより議事に入ります。

---

#### ○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任

○延山宗一議長 日程第3、総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任を議題とし、審議をいたします。

審議の都合により、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時59分)

---

再 開 (午後 1時59分)

○延山宗一議長 再開いたします。

---

#### ○動議の提出

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 延期動議を行いたいと思います。

これについては、7日の臨時議会において先例集21条にありますとおり、議会構成という中で正副議長、委員会、一部事務組合、監査委員は2年で編成し直しをするものとするということについて議会の賛成多数で動議が可決されております。

先ほど延山議長の発言の中に、先例集もしくはその申合せ事項については、地方自治法の法を犯しているという話がありましたけれども、これについては恐らく全国自治体の6割から7割、群馬県の市町村もしくは県議会についても、先例集もしくは申合せ事項により、毎日というほど新聞に出ておりますが、慣例によ



りまして1年もしくは2年交代で議会運営がスムーズに行われております。必ずしもその先例集、申合せ事項が自治法に反しているということは、私は当たらないのかなというふうに思います。

特に板倉町におきましても、この先例集に基づきまして一部事務組合もしくは監査委員については2年で辞職願が出ております。一例ですが、館林消防組合議会については、私と荒井英世議員が4月21日に、先例集に基づきまして辞職願を出しております。それから、邑楽館林医療事務組合については、本間議員と針ヶ谷議員が、やはり4月21日に辞職願を出しております。それから、館林衛生施設組合におかれましては、亀井議員と森田議員が4月21日に辞職願を出しております。群馬東部水道企業団議会については、延山宗一議長も4月21日に辞職願の届けを出しております。これは全て法に違反するという理解でよろしいのかどうか。

それと、先例集によりまして黒野一郎監査委員、議会選出の監査委員についても辞職願を出し、7日の臨時議会において次の監査委員である荒井英世議員が既に承認をされて決定しております。これについては、全て申合せ事項もしくは先例集によって行われているものと思います。これが全部法に反しているという理解になるわけですが、それと群馬県の多くの市町村、ほとんどの市町村、県議会もしくは全国の6割、7割の市町村もしくは県議会、これ全部法に反しているという話になると、とんでもない話になってしまいますので、先ほど申し上げました議会の議決決定については、法的な根拠はないということなのでしょうけれども、いじめや意地悪で議会はルールを決めて議案に対して議決か否決かをしているわけでありませぬので、その辺については議長の見解としてはどうなのかよく分かりません。

したがって、議会がただいまについては混乱状況にありますので、このまま委員会もしくは先ほど申し上げた一部事務組合の議員の選出をやるということは、法に触れるということもありますので、本日のこれ以降の議事については延期をお願いいたします。延期の動議をお願いいたします。

○延山宗一議長 ただいま今村議員から議会の延期の動議ということでございます。

動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

○8番 今村好市議員 ちょっと待ってください。動議を議題として上げるか、それとも議長権限で動議はもう上げないよというのか、どうなのですか。

○延山宗一議長 今これで諮るところですけども……

[何事か言う人あり]

○延山宗一議長 ただいま今村議員から提出されました再度の延期動議でありますけれども、賛成者がありますので、成立をいたしました。

ここで審議の都合により、暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2時06分)

---

再 開 (午後 2時08分)

○延山宗一議長 再開します。

これより発議がありました。

議事延期についての採決を行います。

提案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○延山宗一議長 賛成多数であります。

よって、発議2号は可決されました。

[何事か言う人あり]

○延山宗一議長 賛否を取る前に意見の確認をするということですか。

[何事か言う人あり]

○小林桂樹事務局長 事務局より説明をさせていただきます。

ただいまの今村議員さんからの発議につきましては、議事日程に関する動議ということでございましたので、その場合は質疑、討論を省略して議事日程に関するものについては省略してできるということになっておりますので、その討論につきましては今回は行わせていただかなかったということでご了解をいただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○延山宗一議長 荒井議員、よろしいですか。

[何事か言う人あり]

○延山宗一議長 それでは、暫時休憩ということで、隣の執務室のほうに移動をお願いいたします。

休 憩 (午後 2時10分)

---

再 開 (午後 2時38分)

○延山宗一議長 再開いたします。

---

#### ○会期の延長について

○延山宗一議長 本臨時会の会期を6月2日まで延期したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は6月2日まで延期することに決定いたしました。

---

#### ○延会の宣告

○延山宗一議長 次の本会議は6月2日午前9時から行います。

以上をもって本日の会議は延会いたします。

ご苦労さまでした。

延 会 (午後 2時39分)

5 月 臨 時 町 議 会

(第 27 日)

## 令和3年第2回板倉町議会臨時会

議事日程（第3号）

令和3年6月2日（水）午前9時開議

- 日程第 1 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任  
日程第 2 予算決算常任委員の選任  
日程第 3 議会運営委員の選任  
日程第 4 邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙  
日程第 5 館林衛生施設組合議会議員の選挙  
日程第 6 館林地区消防組合議会議員の選挙  
日程第 7 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任  
日程第 2 動議の提出  
日程第 3 会期の延長について
- 

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

---

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂樹	事務局長
小野田	裕之	庶務議事係長
伊藤	泰年	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

ただいまから令和3年第2回板倉町議会臨時会を再開いたします。

ここで、議事進行の都合により暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時01分)

---

再 開 (午前 9時01分)

[議長、副議長と交代]

○市川初江副議長 それでは、再開いたします。

---

○議長発言

○市川初江副議長 ここで、延山議員より発言を求められておりますので、これを許します。

延山議員。

○12番 延山宗一議員 12番、延山です。私、延山の5月7日以降の発言については、4年前の任期後半に関わる青木前議長続行についての同様の争点につき、議長に関する地方自治法に述べられている法に際し、それを尊重し、議員の任期いっぱい務めた前議長、青木議員の話と全く同様の考えを繰り返し述べております。

今回1か月となる議論の中、5月26日会議において、今村氏の質問、各委員会、一部事務組合議員の進退について、また数多く行われておる他自治体の正副議長等の2年交代等については、違法ではないのかに対する私の考えは、国あるいは当該自治体に求めるべきである、そのことについてとやかく言う立場にありません。その議会その議会、考え方に合意がされているのであろうと思います。

繰り返しますが、私は自治法に述べられている議長についての法律に準拠する対応をしているだけであり、そのほかの役職改選等について一切言及してはおりません。あえて今村議員こそが、他の案件とごちゃごちゃにした慣例重視主張の議論にしているとしか思えない。非常に残念に思います。

慣例、先例を守れ、破ったの繰り返しは、いかに議会が議論の場であっても法を破れ、辞表を出せ出せとの声に屈するわけにはいかないことはもちろん、そのことは嫌がらせ以外の何物でもないと言わざるを得ません。法より先例、慣例が優先するということであれば、立証責任は主張しているそちらにあることは明白であり、それを果たさず、半数の賛成者の上に立って、ただ執拗に強弁をしているのは、我が町の一時的ではあるが、町教育会頂点まで務められた議員とは思えぬ恫喝、脅迫、強要にも似た言動であり、暴挙であると言わざるを得ません。

ぜひ法に基づいた公正な判断で裁かれる場での立証責任を果たしていただきたい。法治国家を否定したつもりでしょうが、ぜひ町民に迷惑をかけず、法廷で闘おうではありませんか。私を国の法律で今村議員の考えで訴えていただき、議員の言うことが通れば法も変わるでしょうから、とことん納得するまでやりましょう。その立証責任はこれだけ先例、慣例を主張としていることですから、当然議員にあると思いますので、したがってこれ以上の議論は立証を伴う裁判の場で行うべきだと思います。それもする気がないのでしょうか。

常識というか、いかがか明白な答弁を求めます。

また、慣例、先例はローカルルールであり、既に続行任期を務めた4年前、青木前議長のときから大もめをし、賛否両論に分かれていたし、今回も同様のことから、慣例や先例が生きているとの見解すら当てはまらないと。最低4年前に慣例はなくなっているものだとの実態から、議論をする必要はないことも明白な事実であります。辞表も出さず4年間続行した青木氏に対しての対抗措置も取らず、逆に訴えられ、今回直前まで4年間何の動きもしない事実から、片手落ちを説明すべきです。当然青木氏の公判も否定し、その事実にも声を大にして批判し、慣例、先例の正当化を主張すべきであったわけでございます。

したがって、青木議員への論評は行わず、私にだけがむしゃらに議会の半数の意見を一方的に正当性を持たせて主張する論点根拠は全くない、暴挙と考えられます。いじめそのものと言えます。法も認めていない事項に対しての都合のよい解釈の強要としか言えません。いじめを防ぐ教育長経験者としての答弁を求めます。したがって、なおこの先法を守ろうとする私に対して法的効果のない無意味な追及を続け、議会をさらに停滞、混乱におとしめる場合は、現時点においても法に基づいた認められている議長として混乱の責任を今村議員、そして針ヶ谷議員、また本間議員ほか対象者に求めなければならないと、それを申し出ておきたいと思います。

当方全て顧問弁護士や県関係部局、全国議長会関係とも相談しながら対応しておりますし、既にこちらの別訴訟の準備も入っております。法治国家の日本の法を無視して立証責任も果たさず、ただ強弁をして、あえて議会の停滞を促そうとしているとも思える行為は、議員としての資質も疑わざるを得ないし、町民に対しての背信行為であります。この先議会運営の進行次第では、法的措置も考えざるを得なくなるかもしれません。そのことを申し述べて、議長としての反論としたい。また、私自身の主張に沿った法的対応も準備に入っていることを申し添えたいと思います。

国の法よりも慣例、先例が優先するという裁きが出たときには、判決に従うことは約束したい。異議、動議を乱発している今村氏こそ、自らの行為を法的に証明していただき、その責任を果たさずに、さも正当性を強弁しているのは理解不能でございます。

以上です。

○市川初江副議長 ただいま延山議員の発言が終わりました。

ここで議長を交代するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時09分)

---

再 開 (午前 9時10分)

[副議長、議長と交代]

○延山宗一議長 再開いたします。

これより議事に入ります。

---

○議会構成について

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 ただいま私に対する今までの経緯について延山議長述べられたわけですが、私は意

地悪やいじめで議会で討論したり、議論したりしている考え方は一つありません。今までの経過について事実関係だけ述べておきたいと思います。

延山議長は、3月19日、議員のみ協議会において議会構成について議員に対して提案しております。それははっきりとした明文化された文書によりまして、先例集もしくは委員会条例に基づいて決めるもの、それと慣例もしくはその申合せによって決められてきたもの、そういうものを抜粋して、議員に対して提出いたしました。私は、ほかの議員もそうなのだと思うのですけれども、今回の議会構成、臨時会においては、このルールに基づいて議会構成を進めるものと理解いたしました。そのときに誰一人議員から質疑もしくは議論がなされないまま終わってしまったので、全ての議員についてはこれを了解したという、私と同じような考え方かなというふうに思いまして、それはそのときで終わりました。

続いて、日にちはちょっと忘れましたが、議会運営委員会において、やはりこの議会構成についての細かい資料に基づいた説明を議会事務局長がしておりました。その中においても、先例集もしくは申合せ事項によって進めていくという話でした。そのときも議会運営委員会の中では、際立った意見、提案等はなされませんでした。

いよいよ5月7日臨時会におきまして、当然そのルールに基づいて先例集が生きているもしくは先ほどの先例集はもう前回でないのだということなのでしょうけれども、でしたらなぜそういう資料をきちんと出して説明したのか理解できません。そういう中で、議長、副議長は辞任はしない。ほかの常任委員会もしくは一部事務組合の議員については、改選をして構成をし直すという話でありましたので、そこで私は動議で先例集をなぜ守らないのですかと。ほかの監査委員もしくは一部事務組合の委員については、4月21日にもう慣例によって辞表を出しております。どうして正副議長だけは辞表を出さないのでしょうか、先例集を守ってくださいよという提案の動議を出しました。そのとき、その動議の結果につきましては、議員皆さんご承知のとおり、賛成多数で可決しております。

そういうことで今までずっといろいろ議論をされてきましたが、議会が全員賛成ではなくても、これ議会の機能としては可決したものは守っていくというのが地方議会のルールだというふうに思っております。それだから、それに基づいてなぜ一部はそのルールを守っているけれども、正副議長だけは守らないのでしょうかという議論をずっと重ねてきましたので、いじめや何かでそういうことをやっているわけではありません。

議長の辞職勧告決議案につきましては、これは議員の提案理由、提案するもしくは発議をする議員の最も議論をする場所にあるわけですから、それは自治法でも守られているわけですので、別に議会全体で議長の辞職勧告決議案については、これも賛成多数で議決をしております。そういう今までの経過の中で議論をしているわけですので、いじめでも意地悪でも何でもありません。議会のルールに基づいて決定したことであります。個人的な話はしておりません。

4年前の裁判におきましても、それは判決としてもう正確に出ておりますので、後で判決文は読んでいただければ分かるのだと思います。

そういう中で進めてきた中で、この間の26日の臨時会ですか、そのときには議長は短期交代や先例集による慣例を優先することは法律違反であると。だから、例えばほかの自治体についても、群馬県については県議会も含めてほとんどなのでしょうけれども、あと全国の自治体の6割から7割については、この先例集も

しくは慣例によって議会構成を決めております。これが全て法律違反ということになりますと、これ日本国中大変なことになりますので、せつかく板倉町議会においても先例集を7日に動議として守って厳守していきましょうという決定をしておきながら、それを守らない。それは議会人としてはいかなものかなという話はさせていただきました。

それと、26日は辞職を求めるほどの法令に違反した行動はあってはならない。ただ単なる好き嫌いで辞職をしてほしいと言っている話ではないのです。板倉町議会におきましても、ここ35年、40年はこの先例集もしくは申合せ事項によって議会運営がスムーズになされてきております。議会運営についても非常に細かいところまでこの先例集については規定されております。明文化されております。それは全く法律違反だから無視してもいいのだという話にはならないと、議会の組織の中に入っている以上は、それは最低限守るべき事項ではありませんか。片や法律は4年ということは、どこの地方自治法においても恐らく議員の任期は4年というのは地方自治法発足以来変わっていないというふうに私は認識をしております。そういう中で板倉町議会においても何十年もこの先例集、慣例を議員みんなが守ってスムーズに運営されてきたというふうに思っております。

4年前につきましては、それがもう先例集もしくはその申合せ事項がほごになったのではないかという今話であります。そのときも議長に対して辞職勧告決議もしくは不信任案決議、これは議会で決定をしております。そういうことを考えると、それはなくなったという話にはなりません。生きています。あわせて、5月7日に改めて先例集は厳守しましょうということを板倉町議会は決定をしております。そういう中で議論でありますので、それは当然の議論かなというふうに思っております。そういうことで、現時点までは進んできておりますが、今後についてはどうなるか分かりませんが、その考え方については一つのルールに基づいて物事を進めていくというのは、やはり議会人の基本であるというふうに思いますので、私の考え方については以上であります。

○延山宗一議長　ここで暫時休憩いたします。

休 憩　（午前 9時21分）

---

再 開　（午前 9時22分）

[議長、副議長と交代]

○市川初江副議長　それでは、再開いたします。

ここで、延山議員より発言を求められておりますので、これを許します。

延山議長。

○12番 延山宗一議員　12番、延山です。先ほどの私の発言の中での今村議員の回答といたしますか、お話を伺いました。

その中で3月19日、先例集の中の21条の項目の文言が出されたと。それに従うのだろうかというふうにも理解していたということで、その21条の関係についてですけれども、21条につきましては、議会構成ということの中で正副議長、括弧になります、そして委員会、一部事務組合、監査に関しては、2年とするということになっている。当然委員会につきましては、これも委員会条例の中で決まっているということで、そのほかの監査、また水道事業団も入るのですけれども、4年もできると。しかしながら、その規約の中でそれ



それぞれの組織、団体よっての決まりということで。ですから、今回板倉町の先例集ということの中で括弧閉じがされているということは、別の扱いになるということと認識しているということの中で先例集の抜粋として皆さん方にはお配りしたと。中には、では配ったのということもあろうかと思うのですが、そういう意味合いの中で配付を申し上げたということ。そのときにも何の意見も出ないで、このまま進んできたということでございます。

それぞれの団体の中の決め事として、私はとにかく例えば一部事務組合とか、そちらのほうが2年だから、例えば4年だから、それに従ってくれと、板倉町の議会議長もそれに従えと言っているふうなことにも受け止める。実際そのようなことは言っておりません。ただ、自治法に沿って事を進めているということでございます。

そういうふうな意味と、また今村氏のお話の中で出てきた言葉の中で、ここに書かれてメモ書きの書いたわけですがけれども、今後議長として進めていく中で一部事務組合のことは先ほどお話をしました。先例集にそれぞれの考えのものが含まれているということ、その理解だということでございますけれども、それはそれで皆さん方がどういうふうに理解するか分からないということではあるのですけれども、私の場合はそういうことで理解したということでございます。

それと、先例集の関係と5月26日の議長としての副議長として市川氏が辞表を出されたこと。延山もというふうなこと受け止めているわけですが、市川副議長の件につきましては、あくまでも市川副議長としての考えで辞表が出されたというのを理解しております。辞表の関係につきましては、そういうことでございます。

いずれにしても私の場合、先ほど発言を求められたときにお話をしたとおりでございます。今後進めていく中で何とか今後の議会が正常に議会運営ができるように、皆さん方にはお願いしていきたいと、そんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○市川初江副議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 私も議会が早く混乱を抜けて正常化するというのは、もう当然望んでいることですので、これ一日も早く正常化するべきだというふうに思っております。

議会の先例集というのはいろんなことが、議会運営上細かいことがきちんと書いてあるのです。全部で15章、48条にわたってこの先例集というのは細かく書かれております。この先例集によって議会運営は今まで何十年もスムーズに板倉町議会は運営されてきているのです。その中の一部に議会構成の部分があります。解釈の違いかどうかは分かりませんが、今までは議会構成というのは、この先例集もしくは申合せ事項によって執り行われてきているのです。それで問題なくスムーズに議会運営がされていると。ここに来てそれを守らないから、私は自分たちもしくは先輩議員たち、何十年もの歴史を持つ板倉町議会が守れないのだったら、事前に3月19日の提出したときに、ただ出すのではなくて、これはこういうことで自治法に抵触してしまいますから、板倉町としてはどうなのでしょうかねと。突然の5月7日の臨時会までではなくて、その間にしっかり議論をして臨めば、こんな話にはならないというふうな理解をしております。

この21条なのですが、議会構成、議会構成は(正副議長)委員会、これは正副議長という両面を指すことであるから、括弧書きかなというふうに理解をしております。それと委員会、一部事務組合、監査委員は、2年で編成し直しをするものとする。これに基づいて板倉町議会は延々とやってきて、問題がほとんどな

かったわけですが、これが守られていかないという。では、これをどこで変えていくのか。そういう議論も事前にされないまま、突然地方自治法が4年だから4年やりますよというのは、やはりルールをきちんと尊重すべきかなというふうに思っております。

この中で、先ほど延山議長が言った委員会については、これ委員会条例ですから、この条例に基づいて2年でやっていくというのは、これ当然の話です。ただ、選び方については、この先例集の申合せ事項に細かく書いてあります。これを無視するのだったら、なかなかこれも決まっていかなさうというふうに思います。

それと、一部事務組合議会、先日の全員協議会でも議論になりましたけれども、一部事務組合については一部事務組合そのものが規定をしておるので、板倉町議会は関与しないという話をされました。実際調べてみたと思うのですが、事務局のほうでも、一部事務組合においても、任期を2年というのは、どこにも書いておりません。これは自治法どおりです。ただ、板倉町のほうから選出される一部事務組合議員については、これに基づいて2年で編成替えを今までずっとしてきております。今回におきましても、全ての一部事務組合の板倉町から選出されている議員については、4月21日に辞職願を各一部事務組合議長宛てに提出をしております。これは先例集を守っている話なのです。

それともう一点は監査委員、議会選出の監査委員についても、黒野前監査委員については辞表を4月21日に提出をして、それで次の荒井議員を選考して、5月7日に議会で決定をされております。これは先例集に基づいているのです。では、そういうものはこれによってやるけれども、正副議長は別ですよという話はどこにも書いていない。だから、やはりきちんとやりましょうと言っている話でありまして、私は私個人のことと動いている話ではありません。提案はしますけれども、議会で決定された事項について従って、決定事項をきちんと守って議論している話であります。その辺は個人の意見と議会の全体の意向、議会の決定事項、これどっちを優先するかといえば、議会の決定事項です。そういうものがきちんとルールが守られない議会では、なかなか先に進まないですよ、いろんな議論が。それは全て法律違反と、それで片づけられないと思います、そういうことは。

全国の判例集を見ても、やはり一般市民、町民、国民に直接関わらないルール、いわゆる議会は議会のルール、学校は学校の校則、様々な団体の規則、そういうものについてはそちらにお任せして、裁判とかそういう範疇には入ってこないというような判例もあるように聞いておりますが、確かに身近なルールについては、小学校から地域社会からみんなルールをもって運営されているというふうに思います。議会も法を守って、やはりきちんと町民のために議論をしていく場所ですので、自分たちがつくったルールを自分たちがしっかり守っていくと、これは基本中の基本だというふうに思います。それが不都合になったらみんなで相談をして変えればいいと、変えられるのですから、それもしないで突然自治法が4年だから4年ですよ。これはやはりなかなか、私は法律を違反しているのかねという話になってしまうので、根底にはそういうものがしっかりあっての上の話であります。ぜひその辺は理解した上で、今後の議会運営については一日も早く正常化できるようにお願いしたいと思います。

○市川初江副議長 今村議員の発言が終わりました。

延山議長。

○12番 延山宗一議員 それでは、先ほどの言葉の中で先例、慣例、そのことに強くこだわっているという

ことです。先例と慣例というのは、やはり今自治法の下、その法律としてそれに準じていくということであるわけですが、その慣例、これは出席者全員が賛成をしている。そして、慣例というものをつくり上げてきたということです。それが何十年と例えば続いたか、私も分からないのですが、皆さんの全員が協力して慣例というのを来たわけですが、今回前青木議長が、先ほどのお話にもありましたけれども、慣例は慣例として、いや、別に上位法だということの中で裁判までやってきたということの過去の中で、4年間実施をしたと。同様のことが今回再度繰り返されたということなので、ですから慣例は慣例として皆さんがここの部分は守っていきましょうというような回答が出れば、それは慣例として残していくということだと思っております。ですから、全てが慣例だと、上位法だというものではないと私は思っております。

それと、一部事務組合の関係もございました。ですから、条例で常任委員会は2年ということで定めているということはもちろんご承知であります。しかしながら、そのほかのそれぞれの団体、団体団体の中で規約で決められて、辞表が出たということです。それは辞表を出しなさいということで辞表の提出を求めているわけではないです。本人が辞表を出したということで受理をされ、新しいそれぞれの委員が選任をされているというふうに思っています。ですから、辞表を出さなくても構わないということであれば、別にそれはその組織の中で板倉町は私は出しませんよということで、それはそれで通るのではないかなというふうにも思っています。

ただ、規約があってその中で、ですから辞めなさいといって辞めるのではなくても、本人の意思ということです。今回議長のことに関しても本人の意思であり、上位法に従っての本人の意思を示したということであるわけで、何ら問題はない。それぞれの事務組合と別の扱いだと、先例集の21条にうたってあるとおりでいうことでございます。

○市川初江副議長 延山議員の発言が終わりました。

今村議員。

○8番 今村好市議員 今先例集にうたってあるとおり、これに基づいて要は全員が出しているのですよね。だから、先例集がなければ、ではどうなってしまうかということ、どうするのですかねという話になるのだと思うのです。その中で延山議長も東部水道事業団の議員の一員でありまして、4月21日にそちらは出しているのです。何かこの先例集によらないのだよと言っているけれども、そんなことはないのだと思うのです。先例集、3月19日にわざわざ出してくれたわけですから、これに基づいて4月21日に各議員、何名ですか、消防が2人、医療が2人、衛生が2人、6人で、事業団が1人、7人ですか。半数以上の議員はこれに基づいて辞表を出しているのです。医療事務組合なんかは、ほかの市町村は4年ですから、板倉さんもぜひ4年にしたらどうですかねという提案まで受けている中で、この先例集に基づいて2年を出している、そういう事実があるのです。それは先例集に基づかないよという話になれば、これはまた別ですが、最終的には出すのは辞表ですから、自分の意思です。それは間違いはないと思うのです。ただ、意思を決定するのに何かやはりこういうものがあるということによって組織として動いているわけですから、意思決定するにはこういうものをルールとして守って意思を決定していくということは間違いはないと思うのです。

○市川初江副議長 今村議員、終わりました。

延山議員。

○12番 延山宗一議員 何度も繰り返しますけれども、先例集の21条の中の括弧書きの（正副議長）、常任委員、一部事務組合、監査、そういうものについては2年で交代するというふうになっている。ですから、その正副議長のことに関しては、別の考え、別の扱いだということで理解をしています。これはやはり全国議長の事務局、また弁護士とも確認を取りまして、こういう括弧書きということに対してのやはり明文化が難しいところの問題というのは、議長は4年とするということになっておりますので、その部分のしっかりとそこが書き込めない難しさもあるということで、その自治体自治体、またそのときの状況によって理解をしてくれということの括弧で閉じてあるのだということでございます。それをそのまま私の場合は理解をし、今回に至っているということであり、ですから水道企業団だ、例えば医療組合だ、また衛生、いろいろあるのですけれども、それについては先例集の中の2年で交代というふうな部分がしっかりと生きているということで私は考えております。

以上です。

○市川初江副議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 先ほどの延山議員の反論の中で名前が挙げた一員といたしまして、反論の内容につきまして幾つかの質問と意見を言わせていただければと思っております。

まず最初に、延山議員の発言の中で顧問弁護士という人物が出てきたのですが、この顧問弁護士というのは個人の顧問弁護士でしょうか、町の顧問弁護士でしょうか、お答えをいただければと思います。

あと、青木前議長が4年間やり通したということですが、これに対しては先ほど来発言の中にもありますように、不信任と辞職勧告、これそれぞれ議会として可決しております。つまり4年間継続することは認めませんよという意思表示は表示してあって、議会の意思として決定しておるものでございます。ですから、やみくもに4年間認めているという発言は当たらないものと考えます。

法的拘束力のない議案を出して、辞職勧告決議案ですが、これに対しては嫌がらせ、いじめというような発言があったのですが、これは前回前任の議長の裁判の発言もありましたけれども、その東京高等裁判所の意見書の中でこの発言については議員の自治法第112条による権利の運用であるということをはっきりと申し述べられておりますので、嫌がらせやいじめには当たらないものと考えます。

あと、先例集を濫用すること、実用性を明らかにせよと、暴挙であるということですが、自治法を軽んじているわけではありませんが、自治法の第93条に議員の任期は4年であると。それに伴いまして、第103条の2で、議長、副議長の任期は議員の任期によると、これに基づいた4年間という想定になっているのだらうと思います。これを先例集の中で2年間で交代するという明文化をすると、これは明らかに自治法違反に当たるかなと考えます。でも、板倉町議会では先例集の第21条にありますように、2年で交代しましょうねという申合せ事項になっているものと理解しております。これは明文化、明らかに2年という限定はできないけれども、2年でやるのだよという議員に対する申合せということだと思えます。

それで、発言の中で法律違反ではないと。2年でやっているところ、1年でやっているところあるけれども、それぞれは法律違反ではない。当該自治、各議員の合意によって行われる部分についてはこれを認めると、延山議員の発言の中にありました。この各議会の合意というのは、板倉町は含まれないのでしょうか。板倉町の合意は先例集に従いまして議会構成を行いましょうという合意がなされております。反論を求めます。

以上です。

○市川初江副議長 延山議員。

○12番 延山宗一議員 何点か質問がありました。

まず、顧問弁護士はどういう方なのですかということ。これは私的な弁護士ですかということの質問であるわけですが、これは町の顧問弁護士です。というのは、私議長として、個人の議員ではなく、議長としての立場で議事進行する上で町民の生活をしっかり守っていくためには、町とも関連があるということですので、町の顧問弁護士にお願いをして、いろんな意見をいただくということでございます。

また、青木議員の関係。辞職勧告、また不信任と出たということは、もちろん4年前のことだということでもあります。そして、私が針ヶ谷議員にも聞きたいのですけれども、その後どんな対応をしてきたのか。何もできなかったのか。逆に名誉毀損で訴えられ、対応している。やはりその段階で不信任、辞職勧告ということが出た以上、しっかりとその対応をすべきであったと。何もしないでただ見ている、それでいいのかということでございます。

いじめだとか、嫌がらせだということも私も話しております。やはりそういうふうな内容として私は受け止められるということです。こうなりますと、朝飯も食べられない、眠れない、精神的な苦痛、これは目に見えない大きなものもあるということが一つはいじめになり、学生であれば登校拒否を起こすとか、そういうふうに関わってくるということで、それはまさしく前述述べたそういうものに匹敵もしてくるのだということでございます。

また、21条のことも話されました。この21条については、当然それぞれの委員会なり、2年ということで慣例に従っていると、先例に従っていると。それは何回も言っているとおり、もちろんのこと。しかし、正副議長に関しては、日程表にも入れられない。初議会の場合はちゃんと日程表に入れ、議長、副議長の選挙も実施されているということでございますけれども、この2年の中間点においては日程に入れられない。辞表が出て初めて選挙になる。それはそれぞれの自治体の先例集なり、慣例を遵守するのだということかもしれない。しかし、日程に入れられない状況ということがなぜということは、法を破っているというような意味合いの受け止め方で日程に入れられない。辞表が出て初めて選挙が実施されるというふうに思っておりますので、それは板倉町の問題でもなく、自治法の中で定められたものだというふうにも思っております。

その中で法律に違反しているとか、違反していないとかというふうなものはあります。やはりこれ全体的としても合意が得られてそのものが進められるということをつけ加えておきたいと思えます。

以上です。

○市川初江副議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 まず、顧問弁護士については、町の顧問弁護士さんに相談をしていると。内容が町の全体に関わることであるから、町の全体に関わることですか。自分のこと、個人のことを考えているだけのことではないのかな、その辺についてはちょっと分かりませんが、町の全体のことであればこういう会議の中で顧問弁護士を呼んで、我々の意見が合法なのかどうなのかという、そういう場に顧問弁護士を呼ぶ分には構わないのですけれども、個人的に自分の立場を説明をして、こういうふうに言われている、ああいうふうに言われていると、どうだんべということになれば、これは個人的な取扱いになるのではないかなと、私はそう思います。

嫌がらせ云々が精神的な苦痛を引き起こすのだと、これはまさに前議長の裁判と結びつくものでありまして、前議長の裁判の訴えの内容、これ延山議員も内容のコピーお持ちですから分かっていらっしゃるかと思うのですが、名誉毀損が名分なのです。名誉毀損ということは、人権侵害をしているということです。それに対して新たに我々が行動を起こすことは、この訴えに対してさらなる内容を付け加えることになりかねません。ですから、裁判中に新たな行動を起こすことは、これ裁判を受けている側、被告という側からすると、新たな行動というのはできない、これは常識的な部分かなと思うのです。ですから、合法的に向こうが裁判をやってきたゆえに、我々はその内容が辞職勧告ですとか不信任が無効であるという訴えであれば、幾らでも手が打てるのですが、裁判の内容が名誉毀損ということでございますので、それ以上の手は打ちかねたということが実情でございます。いずれにせよ、東京高等裁判所でその発議については議員の権利が認められておりますので、それはご承知おきいただければと思います。

昨日の全員協議会でも議員として自分の発言には責任を持ちなさいということを何回もおっしゃっていたのですが、各議会の合意がなされていればそれは違法ではないということですよ。板倉町は先例集を遵守しましょうということを合意したわけですから。先例集の第21条、括弧書きで議長、副議長が残っているのはこれ別扱いなのだということであれば、議長、副議長はこの限りではないという表記になってしかるべきだと思うのです。でも、そういう表記になっていないということは、その後ろに連なっている人たちと同列に扱いますよという表記内容だと理解します。

よって、各議会の合意を得た方法でやる分については違法ではないということは、板倉町が今我々議員が訴えていることは違法ではないということになると思います。

以上です。

○市川初江副議長 延山議員。

○12番 延山宗一議員 弁護士の関係なのですけれども、町の顧問弁護士と私の同級生の娘さんが一緒になっているということで、たまたまその方が町の顧問弁護士になっているということで、例えばどなたを弁護士として意見を求めるか、これ私の自由であると。町の今回関わっている議長という立場で、まるっきり私的な問題ではなく、そういうふうな意味合いで特に町の顧問弁護士ということの中であえて意見をいただいているわけでございます。

それと、先例集の遵守ということが何度も何度も出ているということで、ですから21条の取扱い、針ヶ谷議員はそれは一緒くたで全部一緒だというふうに理解している。それはそれでも構わないのですが、やはり先ほど言ったように、慣例と先例、これは皆さんが全部が納得いくところで合意をして初めてそれが守られていくのだと。その中にちょっと待てよと、反発だよ、こういう意見もあるよということは、慣例には従ってはいけないということだというふうにも思っております。

21条ということでなかなか理解の仕方のところはそれぞれの理解が違うのだというふうなことなのですが、今全体を通して合法的に進めていくということでございますが、先例集にしても、例えばその針ヶ谷議員が言われたことも、全て法律に基づいたもので対応していくということでございます。

○市川初江副議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ちょっと矛盾が生じているのですが、議会で決定するのは全員が賛成をしなければ決定しないものですか。よく町長もおっしゃいますけれども、一人でも多ければ民主主義の手法によって

それは可決されるのだということで、多数決の原理というのをよくおっしゃっていますよね。先例集の遵守についても、多数決でありますけれども、決定しておりますし、これは議会の合意であります。それを理解できない、それに対して意見を言うという部分は、ちょっと理解ができません。

先例集について、これを残すという議員の意見云々とありますけれども、これ何度も先例集を目の前にしてそういう意見、議長、副議長の任期を明文化したらどうだという意見はありましたけれども、それを法律的に認められないということで取り下げられましたので、今の先例集は議員の意見としては残す方向で決定しているものと考えております。であれば、各議会の合意で行われるものは違法ではないということであれば、括弧書きだろうが何だろうが、私の意見ではなくて、板倉町の議会はその括弧書きは同列だというふうな、議長、副議長も2年で交代すべきではないかという意見で合意をしているという状態ではないのでしょうか。であれば、おっしゃったとおり違法ではありませんので、板倉町議会の合意に従って行動を取っていただくのが議長としての責務ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市川初江副議長 延山議員。

○12番 延山宗一議員 針ヶ谷議員の合意、合意ということもおっしゃっていると。合意というのは、全員が皆さんから確認を取り、多数でそれが可決されたら、議会もそうですよね。果たして3月19日に皆さん方にお配りした先例集。この配ったときに、いや、このままいくということは、当然一様に理解すると。では、正副議長も2年交代だねということの確認もせずに、5月7日に、これは違うのだよと、合意はされていないよというふうな、合意というのは皆さんで話し合いながら決めていくということでもありますので、その辺のところも私も矛盾を感じます。

○市川初江副議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 今までそこにはないものに対して、新たに合意するわけではなくて、既に決定しているものに反する意見がないというものは、合意と認められるのではないですか、これ。だから、反対意見があれば反対する、ここを変えるのであればここを変えるので、こういうふうに変えましょうという意見があってしかるべき。これ今村議員の発言の中にもありました。変更するのだ、板倉町は4年にするのだというのであれば4年にするという、そういう議論がなされてしかるべきだったのではないですか。そういうこともなしに、突然突拍子もなく4年やります、辞表は出しませんということで、これは個人的な話になりますけれども、2年前に再選されて議会構成の中で延山議員が議長になりました。それでその前例として、今例に挙げられている前議長の4年間の強引な4年間の任期がありましたので、延山さん、延山さんは違うでしょうと言ったら、大丈夫だよとおっしゃったのです、私に。これは録音していませんので、言っていないと言われればそれまでですけれども、これは男と男の信頼関係で話をしたことを忘れましたとは言ってもらいたくないなと思います。延山さん、駄目ですよ、4年間というけれども、またやっては駄目ですよと言ったら、大丈夫だよとおっしゃった、私はその言葉を信じていました。それが当日意見が変わったのかどうか分からないですけども、4年いられると、4年やりますよと。これは自治法の103条に乗っかっているからだよということです。

だから、103条に乗っかっていることはいいですけども、それを基に板倉町は先例集を遵守するということを決めている。これは自治法の、26日ですか、1回目の反論の中で板倉町議会先例集におきましては、地方自治法の定めの際間を埋める先例集、慣例であると。つまり自治法では決めかねる部分については、先

例集で決めてあるのですよということを発言なさっています。これ確認していただければ発言されていますので。ということは、自治法は自治法としてその隙間、板倉町議会の合議会の運営方法は慣例集によるのだよということは自分でも認識されていますので、2年で議会構成するという先例集第21条については、議会の合意として遵守しましょうとなっているわけですから、ぜひ遵守していただきたい、そう思います。

○市川初江副議長 延山議員。

○12番 延山宗一議員 自治法の隙間を埋めるということの意見です。ですから、自治法の定めに乗れない、乗らない部分は、先例なり慣例で埋めていくのだという。正副議長というのはしっかりと任期を務めるべきだともうたっているということなんです。

それから、何を針ヶ谷議員言わんとしてるのだから、もちろん隙間を埋めるためにやはりそういう会議規則なり、そういうもので埋めていかなくてはならないというのは分かるのですけれども、随所に書いてあります、任期を全うしなさい、短期の交代は極力避けてくださいというふうにうたっているということ。それを言っているということでもあります。

21条の関係ですよ。再三にわたってお話をしております。21条には一口に括弧で閉じていることの意義、そういうものが根幹になっているわけなのですから、一例にずっと4人なり、一部事務とそういうふうなものではないというふうな括弧で閉じているということを理解していただきたいと思います。

○市川初江副議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 まだ2期目の議員が言うことではないのかもしれないですけども、結局今いただいている日程の中に総務文教常任委員から水道企業団議会議員の選挙まで、この日程の中に組み込まれているわけです。これというのはもう臨時会の中で決定していますよと。議長、副議長、副議長は先日選挙を終えましたので、申し上げませんが、議長、副議長に関しましては、本人の辞表の提出を日程に加えられるという、これ仕組みとしてそうなっているわけですね、事務局長。ですから、事前に日程にはのせられませんよという縛りがあるわけです。括弧ってその縛りの部分なのではないですか。へ理屈を言っているとか、同じことを繰り返している、解決しないのですから、同じことを言うしかないのですけれども、だから自分の発言に責任を持つということをどの程度お考えなのか分かりませんが、俺は大丈夫だよと言ったことをもうお忘れだということですよ。あのときは4年間やることは間違っているというふうに思われているのだと思ったのですが、残念ですね。

あと、戻りますが、顧問弁護士について、町の顧問弁護士に相談。個人的なつながりがあるので、それは個人の自由だろうということですが、個人の自由であれば町の顧問弁護士ではない方がいいのではないですか。これ疑われますよ。この費用が発生した場合、どこが払うのですか。個人的にお支払いしますということで答弁なさればそれで解決するかもしれませんが、町民から見ればこれは誤解を生む行為だと思います。ぜひ弁護士に相談なさるのであれば、個別に弁護士に依頼をして相談なさることをお勧めします。

各議会の合意であれば違法ではないとおっしゃっているのですから、板倉町議会の合意も違法ではないのではないかと思います。駄目なのですか、お願いします。

○市川初江副議長 延山議員。

○12番 延山宗一議員 顧問弁護士の関係は、針ヶ谷議員の受け取り方とすると、見解はそれ以外の方ということでお願いしたらというふうな意見でした。それは私本人の自由であり、その負担を誰が持つというこ



とも、ここで針ヶ谷議員に申しあげることでもないというふうにも思っています。かかった費用については、しっかりと確認をし、対応していくということでございますので、町がどうの個人がどうなのかというのは、それは先の話だということです。針ヶ谷議員が何度も申されたように、繰り返してしまうということなのです。その辺も含めて自分としてはしっかりと対応していきたいと思っておりますので、21条の件もそう。合法的にどう進めていくか、言った言わない、あのとき言ったよなということ、どういうふうになっているか分からないですが、言った言わないの場合は結論が出ないということです。

○市川初江副議長 ほかにございませんか。

今村議員。

○8番 今村好市議員 先ほどの話の中に1点個人的な話が出てきておまして、今村議員はかつては教育長経験者ではないかと、教育長経験者がこのような発言をしていじめに関わるような発言はいかがなものかという、言動については気をつけろという話だったというふうに思いますが、教育長は教育長の時期に教育長はしっかり務めさせていただいています。今は町民から信託を受けて一議員として活動しておりますので、その辺は誤解のないようによろしくお願ひしたいなというふうにお願ひいたします。今は延山さんは議長という立場で物事を言って、やったり言ったり言動をしているのだと思うのです。

きれいごとはいずれにいたしましても、個人的な話を私にもしていただいたので、1つだけしておきたいと思いますが、これは本当かうそか分かりませんが、ある議員さんが言ったことですから間違いないのかなと思うのですけれども、実は5月7日、いわゆる議会がごたごたし始めたとき、昼休みも含めて長い休憩時間があったのですが、そのときに延山議員はある議員のうちの行って、議員、協力をしてくれれば、俺は辞表を出すよと。これ言った言わないだから分かりませんが、そういう事実もあったというふうに認識をしておりますので、表で議論をしていることと裏でやっている言動が違ってはやはり議長として困るのではないのかなというふうに思います。私が教育長のときに教育長にあるべからず行為もしくは言動をやったのだしたら責任は取ります。今残念ながら教育長を辞めて議会議員です。だから、議会議員として私は言動については自分でしっかりと責任を持って言動しているつもりでありますので、あらかじめご了解いただきたいと。

○市川初江副議長 延山議員。

○12番 延山宗一議員 冒頭申し上げたのは、今村議員、当時教育長だったということです。もちろん私も分かっております。この教育長というふうな理由、これは重責を担って、今までいろんな場で経験をしてきている。教育に関わる問題、いじめに関わる問題、学校教育の中でしっかりとその対応をしてきたということ。能力も当然教育長としての手腕も発揮している、対応してきたということの意味も含めて、今回の問題、動議、動議の連発ということでのことを思ったときに、今までの教育長としての経験、そういうものがやはりこういうところにも出てくるのだなと、そんな感じもしたものですからそう思ったわけですが、もしそれが誤解だということであれば大変申し訳なかったと、黙ってろ、というふうに思っております。

先ほどのもう一点、今村議員の話になるわけですが、今後今村議員の考えの中での議会をごたごた、5月7日のごたごたということで、どこかのところで何か言ったということ。そのもののどこで誰がどういうふうに行ったという根拠も示していただきたい、そんなふうに行った言わないのまた繰り返しになるかなと思います。

○市川初江副議長 ほかにございませんか。

今村議員。

○8番 今村好市議員 そういう個人的な話、これは聞いた話ですから、それはそれにとどめておきたいと思いますが、その相手の議員さんにもいろんな迷惑がかかってしまいますので、その相手の議員さん、事実関係については別にここで議論して調べる必要はありませんので、ただそういう話もありましたねという話のついでですので、私個人的な話をされたものですから、そういう個人的な話も、うわさ話程度で議会で言っただけで済ませたいのですが、そういう話もありましたねという程度のもので、よろしくお願ひします。

○市川初江副議長 ほかにございますか。

[発言する人なし]

○市川初江副議長 ないようでしたら、ここで議長交代するため……青木議員。

○10番 青木秀夫議員 いろいろ過去の話も出てきているのですけれども、やはりこれあまりこの建前論できれいごとで話していると、さっきいろいろまたあるのだよ、これ舞台裏でも裏話も。それと全然真逆なこともやっているわけで、これみんな知っているわけですよ。あまりこういう席でそういうことを暴露すると、いろいろ傷つく人もいるし、いろいろ問題が起きるわけなのです。

そもそもあまりきれいごとばかり言っていると、話が前に進まないと思うのだ。さっき針ヶ谷議員が言うように、一応この間は、もう昨日発行された議会だよりも載っているんで、先例集を尊重するということが多数で可決したのだから、それは尊重して進めることしか今はその方法しかないわけです。

地方自治法の解釈、解釈というのですけれども、これは法律の解釈って非常に難しいのですよ、これ。短い文章、文言しか書いていないわけだから。後はそれぞれが思い思いの解釈すると、いろいろな答えが出てくるわけです。たった1条の文言だって、1冊の本になってしまうほどいろいろ複雑怪奇なものなわけですから、その103条の議長の任期は議員の任期によると書いてあるだけで、これ何にも書いていないのだ、これあと。これに反するとどうのこうのなんて一つも書いていないのです。普通悪いこと、これしてはいけませんよとか、みんな書いてあります。例えば96条で議会の議決は、これはしなければならぬとか、必ず語尾にそういう言葉になっているわけです。だから、何にも書いていない。書いていないから、みんなそれぞれ都合のいい解釈でこういう先例集とか何かつくっているのです、これ都合のいい。

だから、厳密にいけば、これは先例集というのはその法律に違反しているまでいかないけれども、反していることは事実なので、反していることは事実なのだけれども、先例集をつくるときもちょっと引いた曖昧な文言にして、これ知恵のある人がつくったのでしょう。これ板倉町の人がつくったのではないですよ、こんなもの。それをただコピーでやっているのです。全国こんなみんな持っているのだと思います。だから、これはやはりその法律にちょっとずれているというか、反しているから、ちょっと先例集も遠慮して引込めて曖昧にグレーな文言にして書いてあるわけです。

先ほどから括弧書き、括弧書きって、括弧なんて何を言っているのだから知らないけれども、私この間から聞いているのだけれども、何の意味もないのではないのか。分かりやすくしているのではないか、あの括弧は。分かりにくくしているのではないでしょう。先ほど括弧の中身がどうのこうのとかって言っているけれども、これは分かりやすくするためにつくっているのでしょうか。

だから、先例集というのは法律に反していることは事実なのだ。反しているけれども、反しているからって何となると、別に何でもないので。言ってみればこの103条のその議長の任期は、議員の任期にするというのは、一つの目安みたいなもので、指標を示しているだけなのです、これ指標。こうあったほうがいいよねというようなものなのです。道徳みたいなものなのです。では、これを破ったから何か罰則はあるのかと、何もないのです、これ。目安だから、指標だから。ちゃんと悪いものは悪いと書いてあるのですから、駄目って。しなければならないとか、するべきであるとかって。だから、これは一つの捉え方なのです。あまりきれいごとばかり言ってやると、議論していると前に進まないから、みんなそれぞれ適当に人間なんていいかげんなものなのです。そもそも国会なんかだって、大きな話ではそうでしょう。何十年前に村山総理大臣だって総理になってしまった。安保条約は破棄だ、反対だと言っている人が、総理大臣になると容認になってしまうのです。今だってそうでしょう。小泉総理大臣なんて話がでかいけれども、原発反対って全国を飛び回って講演して歩いているのではないですか。推進ってやっていたよ、あの人ちょっと前は総理大臣で。

だから、そういうあまりきれいごとばかり言っていると、話が前に進まない。だから、この法律に反する、反するという捉え方をどう捉えるかなのです。これは目安で指標なのです。指標。こうあるといいよねというのが示されているだけなのです。だから、そこからずれたからって、ではどうなるのですか。罰則も何も書いていないのです。我々が関係するのは多少公職選挙法だってそうですがね。公職選挙法なんていうのはざる法と言われて、これは駄目、あれは駄目、あれは駄目と書いてあるけれども、あれみんな罰則がないのです。例えば年賀はがきを出す、暑中見舞いを出す、あれは禁止なのです。あれ書いてあります。だけれども、やったって罰則がないのです。

だけれども、時々、後ろに新聞記者がいるけれども、新聞記者も知らないから間違っ出してしまう人がいるのです。年賀はがき出したなんていって、違反だなんていってやられている田舎の議員があるのです。国会議員なんてやられたことはないのです。大体田舎の町会議員とかそういうところがやられるのです。その新聞記事なんかに出される場合が、今までだって何回かあるよね。あれ新聞記者、間違っているのだよ、あれ。後ろにいるから大変失礼だけれども、そういうのを公職選挙法なんて読んでいないで書いてしまう人がいるのです。だから、そういうのが法律というのは多いのです。あれ罰則がないのです、罰則が。努力目標というか、そういうようなのがいっぱいあって、本当に公職選挙法で罰則があるのは、何かどこへちよつと飯をごちそうしたとか、あるいは物を持っていったとかということ、捕まってしまうでしょう、あれ。そういう部分もあるのだけれども、ほとんどあれざる法だから捕まらないのです。我々だってそうでしょう。みんな戸別訪問だの、ピラ配ったり、みんなやらない。NHKがテレビで報道しているではないの。戸別訪問をやっているのを。あれ違反ではないからやっているのでしょうよ。だけれども、表は違反なのです。戸別訪問、こういうふうな罰則を受けるのですって。お願いしますと言ったのは受けないけれども、ああ、何とかさんなんて入れないようにねとかって、そういう運動したり、だからピラを剥がしたり、ああいうものはうるさいのですよ、罰則があるから。人のポスターを剥がしたとか、違法ピラを配ったとか、人の悪口を配ったとか、自分のを配るのはいいのです。

だから、そういういろいろ難しいことはあるから、この103条の議員の任期は、それを違法だ、違法だと宣伝しては違法だということではない。さっき今村さんが言ったように、社会というのはみんなちっちゃい社会が積み上がってでかい社会ができていっているのだから、それぞれの小さい社会には、学校は学校の学則だと

かいろんな、町内会には町会の会則、みんなありますから、老人会だとか子供会だって、みんな会則はあるのです。それはそこに任せるといのが大原則になっているわけです。そこから外れたようなものだけがたまたま問題になるだけで、普通はだって、よく言われているでしょう。学則なんてみんな法律違反だと。文部科学省なんか通知をいっぱい出しているではないですか。だけれども、みんなそれが通ってしまうのだよ、法律違反で。人権侵害でしょう。あの学則なんていうのは、私も細かいことはよく見たことないけれども、時々新聞なんかに出ていますがね。

だから、そういうことでそれぞれの団体とか、あるいはその組織というものは、それぞれにルールがあって、それは尊重されるというのがこれ大前提になっているのです、法律以前に。だから、議会は議会のこの先例集というの、大きな声では言えないけれども、別に違反ではないのだよ、これ。そういうことになっているから、全国のこれやっているのであって、そういう議論を進めると先に行かないから、先ほど話が出ているように、その議論を進めるのなら、この間先例集を尊重するというに基づいて進めていくしかない。これ平行線であるのなら、冷却期間を置いてまた後でやるとか、よく検討して進めるというのが一つの家かと思えますけれども、私の個人的な意見ですけれども。

○市川初江副議長 ほかにございますか。

本間議員。

○4番 本間 清議員 先ほどは延山議長から私の名前を出さしていただきまして、大変恐縮しております。この議論というのは議員ですからどのような発言になってもいいと思えますけれども、これがいつまでも平行線ですと、これは決まりません、当然。ですから、今青木議員の言われましたように、少し冷却期間を置くということもまた必要かなと思えます。

それと、私ども先輩方をまねして大変恐縮ですけれども、やはり今日のことまたはずっと5月9日からの間のこと、これは私個人的に見ますと、木を見ていて森を見ていないのかなと思えます。もう少し俯瞰的な見方をすれば考え方というのは変わってくるのではないのでしょうか。よく郷に入らば郷に従えということもあります。また、悪法も法ということもあります。こういったこともやはり考え合わせまして、私どもはそういう社会の生活の中で生きています。必ずしも法律だけでは生きていない。また、慣例だけでは生きていない。そういうことを考え合わせれば、答えは多少なりとも近づいてくるのではないのでしょうか。ちょっと偉そうなことを言って申し訳ございませんけれども、そういうことです。

○市川初江副議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 あまりきれいごとと建前で言うと、なかなか議論がかみ合わないから、人間なんていいかげんな御都合主義なのだということで踏まえてやると、話というのはうまくいく場合があるのかなと思っている。私なんかだって、みんな誰だってそうだと思うのだけれども、御都合主義なのです。人にけなされるようなことをいっぱいやっている。だけれども、その辺のことをあまり建前ですっぱり言っていくと、なかなか平行線で話もかみ合わないから、本音で話し合うと、いろいろ裏話なんかすると、都合の悪いこといっぱいあるのだよ。だから、本音で話し合えば解決するということもあるので、場合によっては何か時間を置いてもう一回冷静によく考えて、またもう一回話し合うということをしたらどうかなと思うのです。

それから、先ほど針ヶ谷議員が言ったように、そうなのだよ、議長、副議長の選挙というのが日程には入っていないのは、これはここに法律があるからです。議長、副議長、許可を得てから上げるということに

なっているから、許可を上げないで勝手に先に辞めていないのに選挙というわけにはいかないから。だから、これ当日に動議という形で追加の議案として上げることになっているので、何で上がっていないのだということはもちろん理由があるからでしょう。108条に本人の許可を得てから上げるということになっているから、許可を得ないで勝手にここに議案と一緒にに入れてしまっただけでは失礼でしょうよ。それは口頭でいいよと言っている場合もあるかもしれないけれども、一応その場できちっと本人の意思を確認してから上げるということになっているから、事前にこれは上げられていないのであって、そうだよな、小林さん。事務局長、小林さん、そういうことだろう。だから、そういうこともちゃんとみんなに説明してあげないと、余計なことですけども。

○市川初江副議長 ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○市川初江副議長 ないようですので、ここで議長を交代いたしますので、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時30分)

---

再 開 (午前10時31分)

[副議長、議長と交代]

○延山宗一議長 再開いたします。

これより議事に入ります。

---

#### ○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任

○延山宗一議長 日程第1、総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任を議題といたします。

ここで審議の都合により、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時31分)

---

再 開 (午前10時53分)

○延山宗一議長 再開いたします。

---

#### ○動議の提出

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ここで動議を提出したいと思います。

休憩中ではありましたが、今議長から委員の選出方法についての説明がありましたが、申合せ事項を参考にすることということで、今までの協議を重ねた中で先例集、申合せ事項については、不備な点があるというふうなご指摘もございました。先ほどの臨時会の1時間半の議論の中でも時間を置いて再検討することが望ましいのではないかと、私もそれに同意をいたします。

よって、この会を打ち切って延会ということを発議いたします。よろしく願いいたします。

○延山宗一議長 ただいま針ヶ谷議員から提出された本日の議事を延期し、延会する動議に賛成者がありませんでしたので、成立を……

[何事か言う人あり]

○延山宗一議長 失礼いたしました。動議に賛成する議員はいらっしゃいますか。

〔賛成〕と言う人あり]

○延山宗一議長 賛成の声がありました。

ただいま針ヶ谷議員から提出された本日の議事を延期し、延会する動議には賛成者がありますので、成立をいたしました。

---

#### ○日程の追加

○延山宗一議長 お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### ○動議の提出

○延山宗一議長 本日の議事を延期し、延会することの動議を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 先ほど申し上げましたとおり、今まで何回か協議を重ねてまいりました議長の発言の中で自治法以外、町で取り決めた先例集並びに申合せ事項については、不備な点が見受けられるので、採用には至らない旨の発言があったと思います。また、本日臨時会開会をいたしまして1時間ほど議論がなされたわけですけれども、その中で青木議員のほうからも、若干時間を置いて内容を協議した上で再開するほうが望ましいだろうというようなお考えがありました。冷静に考えて私もそれが妥当であろうと思います。

本日の先ほどの説明は、申合せ事項に沿って議会構成を進めるということでしたが、果たしてその方法でいいのかどうかというのを再度議員のほうで議論する必要があるだろうと思ひまして、本日の延会を希望しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

本案については質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して採決することに決定いたしました。

これより本案について採決いたします。

本案に賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○延山宗一議長 起立多数であります。

よって、本動議は可決されました。

それでは、次の本会議の日程について協議するため、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時57分)

---

再開 (午前11時12分)

○延山宗一議長 再開いたします。

---

○日程の追加

○延山宗一議長 本日の議事を延期し、延会を求める動議が可決されましたので、ここで会期の延長の件を日程に追加し、議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、日程に追加し、会期の延長の件を議題といたします。

---

○会期の延長について

○延山宗一議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期を6月11日まで延期したいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は6月11日まで延長することに決定いたしました。

次の本会議につきましては6月11日午前9時から行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔何事か言う人あり〕

○延山宗一議長 臨時会の本会議となるわけですけれども……

〔何事か言う人あり〕

○延山宗一議長 では、訂正します。

次の臨時会につきましては6月11日午前9時から行いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

次の臨時会は6月11日午前9時から行いたいと思います。

---

○延会の宣告

○延山宗一議長 以上をもちまして本日の会議は延会いたします。

延会 (午前11時14分)

5 月 臨 時 町 議 会

(第 36 日)



## 令和3年第2回板倉町議会臨時会

議事日程（第4号）

令和3年6月11日（金）午前9時開議

- 日程第 1 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
  - 日程第 2 予算決算常任委員の選任
  - 日程第 3 議会運営委員の選任
  - 日程第 4 呂楽館林医療事務組合議会議員の選挙
  - 日程第 5 館林衛生施設組合議会議員の選挙
  - 日程第 6 館林地区消防組合議会議員の選挙
  - 日程第 7 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 板倉町議会は地方自治法を遵守することを求める動議
  - 日程第 2 承認第 8号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第3号））
  - 日程第 3 承認第 9号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第4号））
  - 日程第 4 承認第10号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号））
  - 日程第 5 議長辞職の件
  - 日程第 6 議長選挙
  - 日程第 7 議席の一部変更の件
  - 日程第 8 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
  - 日程第 9 予算決算常任委員の選任
  - 日程第10 議会運営委員の選任
  - 日程第11 呂楽館林医療事務組合議会議員の選挙
  - 日程第12 館林衛生施設組合議会議員の選挙
  - 日程第13 館林地区消防組合議会議員の選挙
  - 日程第14 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
- 

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員

11番 市川初江 議員

12番 延山宗一 議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実	町	長
中里	重義	副町	長
根岸	光男	総務課	長
峯崎	浩	企画財政課	長
荻野	剛史	税務課	長
川田	亨	住民環境課	長
小野寺	雅明	福祉課	長
玉水	美由紀	健康介護課	長
伊藤	良昭	産業振興課	長
高瀬	利之	都市建設課	長
丸山	英幸	会計管理者	
多田	孝	教育委員会 教育事務局	会長
伊藤	良昭	農業委員会 農事事務局	会長
福知	光徳	産業振興課 農村整備係	長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂樹	事務局	長
小野田	裕之	庶務議事係	長
伊藤	泰年	行政庶務係長兼 議会事務局書記	

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

ただいまから令和3年第2回板倉町議会臨時会を再開いたします。

---

○動議の提出

[「議長」と言う人あり]

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 動議を提出したいと思います。

○延山宗一議長 どのような動議ですか。

○3番 森田義昭議員 板倉町議会は地方自治法を遵守することを求める動議を提出します。

○延山宗一議長 この動議に賛成する議員はいらっしゃいますか。

[「賛成」と言う人あり]

○延山宗一議長 賛成の声があります。

ただいま森田議員から提出された板倉町議会は地方自治法を遵守することを求める動議には賛成者がありますので、成立をいたしました。

---

○日程の追加

○延山宗一議長 お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

---

○板倉町議会は地方自治法を遵守することを求める動議

○延山宗一議長 板倉町議会は地方自治法を遵守することを求める動議を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

森田議員。

○3番 森田義昭議員 動議、地方自治法の遵守について。

提案理由、板倉町議会先例集第21条において、「議会構成〔(正・副議長)、委員会、一部事務組合議会、監査委員〕は、2年で編成をしないものとする。」と規定されておりますが、なぜか正・副議長についてのみ、括弧書きとなっている。敢えて、括弧書きになっているということは、何かしらの意図があつてのことであり、ほかの委員会、一部事務組合議会、監査委員と同列に判断できないとの表れだと考えられるのが自然である。

さて、地方自治法では、第103条第2項において、「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」とあることであり、明確に規定をされております。

現在、板倉町議会において、議長及び副議長の任期についての議論が起こっております。板倉町議会先

例集にいかなる規定があったとしても、上位法により地方自治法が優先されることは、議論の余地もなく明白であり、法治国家日本においては、法に従うのは当然であると思います。

したがって、民主主義の根幹をなす議会が、法を無視していると疑われるようなことがあってはならない、そのために板倉議会は、地方自治法を遵守し、同法の規定どおり「議長及び副議長の任期は、議員の任期による。」ことを認めることを提案したいと思います。

以上です。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。

今議長、副議長の議会構成のやり方が自治法違反であるというような申し述べてございましたけれども、地方自治法自体は昭和22年4月に制定されております。板倉町ができるよりも早く制定を見ているわけです。ですから、町議会が発足した当初からこの自治法によって正副議長の選挙等は行われてきたものと考えます。

その中で、地方自治法の第103条の2項については、その解釈と運用によって板倉町議会の慣例として2年で議会構成し直すというような決定に至ったものと見ます。ですので、地方自治法違反であれば、これまでの何十年かの板倉町議会の決定方法について異論があり、法的な措置も取られ、その内容が覆されていてしかるべきと考えます。

まして他自治体における内容については、新聞等の報道を見ましても慣例により2年、あるいは1年で議長の交代が行われている事実も公表されております。これについて高等裁判所含め、判例の判決の前例はございませんので、法令違反と認める理由を申し述べていただきたいと思います。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 理由は、今申しあげました提案どおりです。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ということであれば、今まで板倉町で行われてきた半期に1度の議長選挙につきましては、これは自治法違反ということで全て否定されるという考え方でよろしいでしょうか。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 提案どおりでございます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 今までで行われてきた半期に1度の、2年に1度の議員選挙後の初の臨時会における議長選挙というのと、またこの先例集による2年に1度、2年ごとに行われる議会構成による選挙とまた別のあれはあるわけですが、2年に、議会構成の中で行われてきた選挙は、本人の辞表提出によって選挙に至るわけですが、その辞表提出に鑑みて先例集、あるいは慣例によって現職の議長が辞表を提出して、それが議長選挙につながっているというのが実情だと思います。要するに先例集がなければ、慣例がなければ自治法どおり行われてきたわけですが、この慣例、先例が法律違反であるということであれば、その法律違反に従ってその選挙、議長選挙が行われてきたというふうな解釈になってしまいます。要するに今まで板倉町議会は、法令違反を何十年にもわたって繰り返してきたというような捉え方になりま

すが、それでよろしいでしょうか。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 提案どおりでございますが、一言申しますと、この動議は法を守るか守らないかで聞きたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 法を守るか守らないかということであれば、現状我々が行っている行為がどうか、私を含めて法に触れているということを立証していただく必要がございます。我々議員は、自治法によって議員としての資格が与えられていると言っても過言ではありませんし、板倉町議会としては板倉町の基本条例によってその行動や発言等が縛られている状態にあるわけです。ですので、その大義名分を守って発言等もさせていただいておりますし、自治法の103条を理解しないで発言しているつもりはございません。ですので、今までの板倉町議会の運営状況を見ると、103条の解釈と運用によって先例、慣例があり、その先に行われる議長選挙については法令違反ではないという確信の下に行動を行っておりますので、法令違反をしているという認識はございませんので、お答えいたします。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 何度も同じ回答で申し訳ありませんが、提案どおり進めてもらいたいと思います。基本的には法を守るか守らないかを今問うているわけでありますから、ですのでその辺でよろしく願いいたします。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ですから、我々が今法令を守っていない議員がいるとすれば、どの部分が法令を守っていないのかというのを明らかにしない限り、この議論は先に進まないと思うのですが、提案どおりということで議論が終わってしまうとそれは明らかになりません。法令を守るか守らないか、ずっと守ってきたのに、改めて発議するということは法令を守っていない議員が、あるいは行動が、発言があったということですので、それを立証していただければと思います。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ですから、法を守っているか守っていないか、ここで表明してもらいたいのです。これに賛成するかしないかによって。それで、こちらも守っている人と守っていない人がいるのかなと考えるところであります。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 先ほども出しましたけれども、我々の板倉町議会議員としての行動は、板倉町議会基本条例にのっとって行われているものと思います。その本議場にいらっしゃる議員の皆様については、この基本条例につきまして準拠なさって、よく理解されていると思いますので、第9条、議員はあらゆる会議において、自らの意見、考え方を丁寧述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員相互間において十分な討論及び議論を尽くして合意形成に努めるものとするという規定がございます。十分な議論になっておりませんので、もう一度答弁を求めます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 針ヶ谷議員に申しますが、9条だの何条だの、自分は103条第2項についての動議

であります。ほかのあれは話し合い、その他は一度も持ち出しておりませんので、第103条第2項においての表決といいますか、賛成か反対か、議長、この辺で進めてもらいたいと思います。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 基本条例の第9条をどうこうするつもりはございません。我々の行動は、この基本条例によって縛られていると、これを守るべきであるということで、十分な討論を行って決定をするべきだと。今のままでは十分な討論が至りませんので、説明を求めているものであります。ですから、この9条がいけるか、いけないかということは議論をしているつもりはありません。103条2項を守っていない議員がいる、あるいは賛成、反対ということは、みんな守っているということは賛成の状態なわけです。守ることには。改めてそれを発議した場合には、守っていない行動や発言、議員がいるということでありましょうから、その部分を明らかにしていただきたいということでございますので、議長、よろしく願いいたします。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 何回も言いますが、この動議は第103条第2項、これについてお聞きをしております、皆様方に。賛成か反対かを示していただければ、その後の話ということになるのではないのでしょうか。取りあえずこれで諮ってもらいたいと思います。賛成か反対か。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 自治法を守るか守らないかがいつの間にか103条に変わってしまったのですけれども、103条の第2項については十分に理解をして守ってきているわけです。板倉町が発足して以来、皆さんこの103条の2項を守ってきていると思います。

改めて何で守るか守らないかを決定しなければいけないのか、理由を教えてください。よろしく願いいたします。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ですから、それはこの提案書どおりです。

〔「提案書見ていません」と言う人あり〕

○延山宗一議長 このままでは平行線になる状況になっています。質疑を終結し、討論を行いたいと思いますが。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 終結、提案者にちょっと聞きたいのですけれども、法を守る、法を守ると非常に一くくりの大きな話に入ってまいりました。法律を守るか守らないかの動議だと言ったけれども、そうではなくて今は話変わったわけですね。103条に限定した話に変わったわけですね。確認しているのです。

最初は、法を守るか守らないかを議案に出したのだということでスタートしたわけです。だから、書いたものではない、ちょっと言葉だと消えていってしまうので、全部頭の中入らないのですけれども、それ書いてあるのだったら、それ1回コピーして皆さんに議案を配ってもらったほうがいいかなと思うのです。事務局、5分もあればコピーできると思うので、ちょっと議案のコピーしてもらえます。休憩して。

○延山宗一議長 提案者のほう、森田議員、これを配付することよろしいでしょうか、それとも口頭での対応ということでよろしいでしょうか。

森田議員。

○3番 森田義昭議員 取りあえず口頭ということでしたが、これも賛否を取りますか。

○10番 青木秀夫議員 文書ではまずいの。

○3番 森田義昭議員 何条も何条も話はしていないですよ、自分は。いろんな話は針ヶ谷議員から出て…

○10番 青木秀夫議員 だから、ちょっと分からなくなってしまうから、それ……

○3番 森田義昭議員 自分は、103条の第2項について賛否を取ってほしいということでありませう。

○10番 青木秀夫議員 1回、事務局、コピーするように提案しますから、お願いします。ちょっと5分ぐらい休憩して。

○延山宗一議長 提案者、配付するというのでよろしいでしょうか。

○3番 森田義昭議員 はい。

○延山宗一議長 分かりました。では、事務局、暫時休憩いたします。

休 憩 (午前 9時17分)

---

再 開 (午前 9時20分)

○延山宗一議長 再開いたします。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 では最初、提案者にちょっとお聞きするのですけれども、法を守るか守らないかというのを動議にしたわけではないのですね。確認しますけれども。

法を守るか守らないかという話が大き過ぎて、何か小学生に聞くようで、法全体を全てを守るか守らないかという提案みたいになるので、守るのは当たり前でしょうということで、誰でもこれ万人がそういう同意をすると思うのですけれども、そういう意味の提案かなと最初思ったのですけれども、それではないのですね、確認しますけれども。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 最初から言っておりますが、第103条第2項について突出して聞いております。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そういうふうに特定しているわけですね。最初口頭で言ったときは、そういうことではなかったと思うのですけれども、提案に入っている、それはそれでいいのです。特定されるのであれば何か話が限定されているから、分かりいいのですけれども、そういうことで分かりました。

それで、お聞きしますけれども、前から話が出ているのだ、この括弧書きのことなのではけれども、この括弧書きのことに非常に問題が、理解の仕方が人によって違うのかもしれないのですけれども、これについてちょっと具体的にもっと説明してもらえますか。括弧書きの括弧の部分です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 基本的には、この上部の6行は自分が感じたことを書かせていただきました。括弧はこういうふうにするのだらうということです。基本は、第103条第2項を守ってもらいたいということで、改めて賛否をここで取りたいと思います。議長、よろしく願いいたします。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 そうすると、これこの間の議会だよりも載っているのですけれども、先例集を遵守するという議決をしておるわけです。それで、それに対して今度は先例集を議決したことに違った動議が出ているような感じがするのですけれども、中身同じではないのですか、これ。先例集に従って皆さん多数決で、もちろん反対した人もいます。それはいいのですけれども、確かに可決されたのです。そうでしょう。それに対して、今度は先例集に並行して地方自治法103条を対抗して、それについて議決してほしいという動議のような、議案のような気がするのですけれども、そうではないのですか。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 提案理由と同じです。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 答えなくては駄目でしょう。だから、先例集の可決に対して、対比して地方自治法103条の2項についての賛成か反対かという議案だと思えるのですけれども、そうではないのですか。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 あくまでも第103条第2項においての賛成か反対かということを求めています。それ以上でもありませんし、それ以下でもありません。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 だから、再三確認していますが。先例集をこの間可決したことに対しての、対比しての103条2項が賛成か反対かと、それしてしまっているのではないですか、先に。先例集の可決の中に、賛成か反対かという。それともまた同じことと違うのですか、それ。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それはそれで可決いたしました。それは、聞いておりません、自分は。あくまでも103条第2項について聞いております。

○10番 青木秀夫議員 聞いていないってどういうことなのですか。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 先例集について、どうした、こうしたよりも基本はこの第103条第2項について賛否を取っていただきたいと、それが提案理由であります。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 だから、それ裏表同じことなのではないですかと聞いているのです。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 そう思われるのでしたらそうですけれども、自分は一切そういうことありません。あえて何回も言いますが、第103条第2項について皆様方のどう思っているか確認をしたいということでもあります。それで、動議の提案をいたしました。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 同じことを再三聞くのですけれども、先例集を可決したわけなのですから、その先例集に対して、先例集に可決したと対比して別の議案を出していると、別の議案出しているのだけれども、中身一緒なのではないのですかというのです。



○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 青木議員は、どうしてもそちらにつなげたいのでしょうかけれども、自分といたしましてはあくまでも第103条第2項においての賛否を取りたいと思います。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 だから、同じことなのでしょうと確認しているのです。違うのなら違うと言えいいではないですか。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 それとは違います。あくまでも第103条第2項において賛否をいただきたいと思っております。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 違うのですね。では、私の意見を述べさせてもらいますけれども、先例集を遵守するというのを議会で可決して、この間の6月の議会だよりも載っているわけです。可決して。また、もちろん反対者もいたのです。だから、賛成多数で可決したとか、ここへ載ってあるわけです。その先例集の中には103条の2項だけではなくて、それも含めてこれ可決しているのだと思うのです。それに対して、今提案者からの説明ですと、103条についてまたそういうふうな賛否を問うと議案が出ているわけです。これ同じものだと思うのです。重複していると思うのです。

そこで、問題は先ほどから地方自治法、地方自治法と言っているわけですがけれども、この自治法、自治法の会議規則の大原則に同一議会では一事不再議という大原則があります。森田議員、それ知っているのでしょうか。同一議案で別の議会に提案されたのならこれいいと思うのですけれども、今は第2回の臨時会が継続しておるわけです。一事不再議というのは、法律には書いていないのだよな、大原則とって。だけれども、何か会議規則ではないのです。標準規則とかなんとかというのに載っているのだ。例えば市町村議会の会議規則というの、標準会議規則に15条に議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができないという、こういうこと明記されておるわけですがけれども、それはこれに反するのではないですか。提案すること自体がこの会議規則というか、地方自治法の精神に反しているということになるのだと思うのですけれども。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 先例集で可決されたのとは別です。何回も言いますがけれども、第103条第2項において、一緒と考えているのは青木議員さんだけかもしれませんし、そのほかにもいるかもしれません。でも、自分は別だと思っております。先ほども同じか別かと聞かれましたので、別ですと言いました。それで、改めてこの第103条第2項においての皆様方の考えをお聞きしたいと動議を出しました。

○延山宗一議長 青木議員に申し上げます。

同じような質問の場合は、質問を変えてください。

○10番 青木秀夫議員 答えも同じだから、同じしかないでしょう。同じことです。

ただ、先例集、この間遵守すると可決した中に103条の今言った2項のこと、2項も含めてそれ可決したのではないですかということなのです。それと同じことをもう一度やれという動議のように私は思うので、それはさっき言ったようにここに書いてあるのだよ、これ。一事不再議はいけないと。だから、いけないと

いうけれども、これだって原則だから、事によってはそれは絶対駄目ということではないのです、物事というのは。そんな一本調子で、ここに書いてあります、これ。「議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することはできない」、読めばこれだけなのです。絶対できないのかということそんなことないのです。そんなの分かっているのだ、これ。全て例外もあるし、ここにも書いてある。読み上げるから、ここに一事不再議の原則というこれ。議員必携に書いてあります。原則は禁止だけれども、ここにも書いてあるのだ。「なお、会期の長くない町村においてはあまりないことであるが、同一会期中で議案の内容が仮に同一のものでも、その背景となる事情の変化によって前提条件が異なっていると解される場合には、再提出して審議、決定できるものとされている。これが事情変更の原則と言われるものである。もちろんこの解釈、運用については一事不再議の原則の趣旨を損なわないようにすべきである」、ここにちゃんと書いてあるのです。さっきのやつは標準規則15条に書いてあるのです。それ読んだ上での提案なのですか。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 何度も申し上げて申し訳ありませんが、基本的には先例集とかそれではなくて、第103条第2項においてお聞きをしたいということだけです。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 だけれども、ルール違反なのではないですか。法律を守る、守ると提案している人がそのルールに反して。だから、それを提案したいのであれば、これ今臨時会継続中なのだから、同一議会なのだから、今回は提案できないのです。後で議会閉じた後の次の臨時会だか、定例会だか知らないけれども、そういうときならできるわけですけども、ここに大原則と書いてあるのだから、一事不再議というのは。みんな知っているのではない、それ。それ知らないで提案したのだったら、認識不足も甚だしい。ただただそれだけ言ったのでは駄目ですよ、そんなの。

○延山宗一議長 ただいま議長判断で青木議員の申し上げているものが一事不再議には当たらないと議長は判断しますので、先へ進みます。

今村議員。

○8番 今村好市議員 一事不再議に当たらないという議長判断がそれ正しいかどうか、きちんとしるべきところで確認をした上で判断したほうが後々のためにいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

理由は、理屈は同じだと思うのです。7日に動議として議決した事項と括弧がどうのこうのというだけの話であって、それと板倉町議会が延々と行ってきた先例集に基づく議会の2年ごとの編制し直しということではなくて、自治法で議員の任期は4年と認められているから、4年やるのだよという、このどちらかを板倉町の議会としては選択をしなくてはならないという話だと思うのです、今出てきた話は。そういうことであれば、これ全く別物ではありませんので、きちんとやはり議長がここで判断をして、私は議長判断だけではちょっと無理かなと、無理があるのかなと思いますので、ぜひその辺の確認をきちんとした上で、ただ内容も全く自治法を守るという部分と先例集を守るという部分、どちらかを板倉町の議会が選択をするのかという判断になりますし、これ関連をしているのです。これは、7日に全会一致ではないのですけれども、可決をしているのです。その可決をした内容を、いわゆる否定するような今回の提案でありますので、これやはりきちんと関連がありますので、私は一事不再議の原理原則に該当するのかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○延山宗一議長 それでは、暫時休憩をいたします。

休 憩 (午前 9時41分)

---

再 開 (午前10時14分)

○延山宗一議長 再開いたします。

審議中の動議につきましては、一時中断をいたします。

日程に従い、議事を進めます。

---

#### ○日程の追加

○延山宗一議長 板倉町長から承認第8号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算(第3号))、承認第9号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算(第4号))、承認第10号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号))が提出されました。

お諮りいたします。承認第8号から承認第10号を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、直ちに審議することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、承認第8号から承認第10号を緊急を要する事件と認め、日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

---

○承認第 8号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算(第3号))

承認第 9号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算(第4号))

承認第10号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号))

○延山宗一議長 追加日程第2、承認第8号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町一般会計補正予算(第3号))から追加日程第4、承認第10号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号))までの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 白熱の議論のところでございますが、職員は最後まで議論の行方を見守りたいという職員もいるかもしれませんが、仕事の都合もございますので、しかも動議はどこで出されてもそれは取り上げるという規定もございまして、そういった中を審議中でもございますが、ご理解をいただいて、中断の中で町側の提案の審議をお願いするところであります。

承認第8号から承認第10号につきまして、一括してご説明をさせていただきます。

初めに、令和3年5月17日付で専決処分を行った令和3年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について承認を求めるものでございます。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,957万2,000円を追加し、予算の総額を56億3,286万円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に3,440万9,000円、繰入金に1,516万3,000円を追加し、歳出につきましては総務費に4,957万2,000円を追加をするものでございます。

今回の補正及び専決処分の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症に係る事業を実施するために予算化したものであります。群馬県では5月4日に警戒度が3から4に引き上げられたことから、町としても速やかに予防啓発等の事業を行うため、専決処分として対応したものであります。

以上が承認第8号でございます。

続いて、令和3年6月9日付で同じく専決処分を行った令和3年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について承認を求めるとのことであります。

本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,431万6,000円を追加し、予算の総額を56億5,717万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に1,105万円、県支出金に98万1,000円、繰入金に691万1,000円、諸収入に537万4,000円を追加するものであります。

歳出につきましては、民生費に1,809万円、衛生費に30万円、農林水産業費に350万円、商工費に51万6,000円、消防費に536万6,000円、教育費に315万円をそれぞれ追加し、総務費から660万6,000円を減額するものであります。

以上が承認第9号、専決処分事項の関係についてでございます。

次に、令和3年6月9日、同じ日付で専決処分を行った令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について承認を求めるとのことでございます。

本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額にそれぞれ659万円を追加し、予算の総額を13億4,941万4,000円とするものであります。

歳入につきましては7款繰入金に659万円を追加し、歳出につきましては1款総務費に659万円を追加するものであります。

以上で承認第10号、専決処分の承認についての説明を終わります。

なお、承認第9号及び承認第10号についての専決処分の理由でございますが、6月定例会に補正予算議案として上程を予定しておりましたが、ご承知のような臨時会の延会に伴い、6月定例会を今のところ招集できないという状況となっております。6月中の支払い処理等が差し障りが出てくるということから、補正予算2議案を専決処分として対応したものであります。

以上、承認8号から10号までを一括してご説明申し上げました。細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○延山宗一議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○**峯崎 浩企画財政課長** それでは初めに、承認第8号、令和3年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

この補正につきましては、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業に係る補正予算であります。5月17日に専決処分を行わせていただいたものでございます。補正額、予算総額については提案理由にもございましたが、歳入歳出の総額にそれぞれ4,957万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億3,286万円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、省略をさせていただきたいと思っております。

6ページをご確認をお願いしたいと思います。まず、歳入でございますが、国庫支出金、総務費の国庫補助金としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして、3,440万9,000円を追加いたしております。前回承認されました第2号の補正、令和3年度に繰り越された4,169万7,000円のうち、728万8,000円を差し引いた残りの3,440万9,000円の追加となっているものでございます。

続きまして、繰入金として、町持ち出し分としまして1,516万3,000円の追加となっております。

次に、7ページの歳出となります。第2款の総務費、総務管理費の感染症対策費としまして、避難所感染症予防対策事業、備品の購入事業になりますが、そちらに2,179万円の追加、続きまして避難所感染予防対策事業、旧南・北小学校避難所の整備事業としまして2,000万円の追加、続きまして避難所感染予防対策事業としまして、わたらせ自然館のテレビ購入となりますが、44万4,000円の追加、続きまして新型コロナウイルス感染予防啓発看板設置事業としまして、主要道路、駅等に設置する看板及び横断幕等の作成費用ということで200万円の追加、ごみステーション管理支援事業としまして、マスクの購入費となりますが、15万円の追加、続きましてストップコロナ対策認定店舗奨励事業としまして400万円の追加、最後になりますが、小中学校児童生徒健康管理事業としまして、手指消毒液等の購入ということで118万8,000円の追加となっております。

以上、歳入歳出補正額4,957万2,000円につきましては、5月からの群馬県の警戒度が4に引き上げられたということで、速やかにコロナ感染対応策を実施する必要があったことから、専決とさせていただいたものでございます。

以上が補正予算（第3号）の説明になります。

続きまして、承認第9号、令和3年度板倉町一般会計補正予算（第4号）の説明になります。本補正予算につきましては、提案理由にもございましたが、6月中の支払いに係るもの及び給付金や行政区への助成、案内板の設置など、速やかに実施する必要があったことから、6月9日に専決処分を行わせていただいたものでございます。

補正額、予算総額につきましては、歳入歳出にそれぞれ2,431万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,717万6,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましては、省略のほうをさせていただきます。

6ページをお願いしたいと思います。まず、歳入でございますが、第15款国庫支出金としまして、民生費国庫補助金、補正額1,105万円となっております。内容としましては、子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金985万円、子育て世帯生活支援特別給付事務費補助金120万円の追加となっております。国のコロナ感染対策としまして、新設されました子育て世帯への給付金の支給に係る国庫の補助金となっております。

続きまして、県支出金、教育費県補助金でございます。補正額としまして98万1,000円。内容としましては、学習支援ソフトウェア利用料補助金ということで98万1,000円の追加となっております。こちらにつきましては、当初予算でも計上してあります小中学校のICT環境整備事業につきまして、ソフトの使用料ということで補助金が後追いで追加となっているものでございます。

続きまして、繰入金、財政調整基金の繰入金691万1,000円となっております。こちらにつきましては、今回の補正の歳出に対しての歳入不足分としての繰り入れるものでございます。

歳入、最後になりますが、諸収入としまして、雑入としまして537万4,000円。内容としましては、魅力あるコミュニティづくりの支援事業助成金、これが137万5,000円、地域防災組織育成助成事業助成金ということで399万9,000円の追加となっているものでございます。

続きまして、8ページ、歳出の説明になります。職員及び会計年度任用職員関係のPersonnel費等につきましては、4月の人事異動に係る組替えですので、説明のほうは省略をさせていただきたいと思っております。

まず、8ページ中段になりますが、総務費の6目企画費になります。委託料としまして、まちづくり推進事業11万円の追加となっております。こちらにつきましては、役場の南側の交差点、旧国道354号線の交差点でございますが、そちらに役場案内表示板を電柱に取り付けるための費用でございます。

9ページになります。総務費の自治振興費、コミュニティ助成事業としまして537万4,000円の追加となっております。内容としましては、魅力あるコミュニティ助成事業の助成金137万5,000円、こちらについては4区が対象となります。地域防災組織育成助成事業助成金ということで399万9,000円ということで、こちらについては8区、9区が対象となりますが、そちらの事業への助成金ということで計上のほうをいたしております。

資料10ページ、1枚めくっていただきまして、10ページをご確認お願いしたいと思います。最後の段になりますが、民生費、高齢者福祉費としまして、介護保険特別会計操出金ということで659万円の追加となっております。こちらにつきましては、4月の定期人事異動によります介護保険特別会計予算の増加等に伴う操出金の追加ということで計上のほうをいたしているものでございます。

資料11ページ、民生費、児童福祉総務費になります。補正額としまして1,105万円。こちらにつきましては、子育て世帯生活支援特別給付事業ということで、1,105万円の追加となっております。コロナ感染症対策の一環として新設された支援策でありまして、低所得者の子育て世帯への生活支援金の給付に係る経費でございます。

続きまして、資料1枚めくっていただきまして、資料の13ページ、第7款商工費、観光費になります。補正額としまして41万6,000円、イメージキャラクター地域活性化事業としまして、町村会の補助制度を利用しまして、いたくらのキーホルダー作成を行うものでございます。その委託経費としまして、41万6,000円の追加ということでなっております。

続きまして、資料14ページになります。消防費、非常備消防費、3目の施設費、それぞれまず最初に非常備消防費でございますが、館林地区消防組合の負担金に1万円の減額、また施設費としまして館林地区消防組合の負担金としまして、537万6,000円の追加となっております。こちらにつきましては、当初予算の計上漏れ、計上錯誤等によります追加の修正でございます。

最後になりますが、15ページ、教育費、小学校費になりますが、学校管理費200万円の補正額となっております。

ります。内容でございますが、小学校施設維持管理費としまして、西小学校のコンピュータ教室とエアコン、こちらが5月の試運転時に故障が判明したための更新の工事費ということで、200万円の追加計上ということになっております。

以上、専決を補正をさせていただきました一般会計補正予算（第4号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、承認第10号、令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど一般会計補正予算（第4号）に関する説明にもありましたが、職員の異動に伴う人件費の補正でございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございますが、5目その他の一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金に659万円の追加でございます。減員となっております1名が補充されたことによる給与、手当等の一般会計からの繰入れになります。

続きまして、歳出でございますが、次のページ、7ページをお願いいたします。1目一般管理費に繰入金と同額の人件費659万円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

初めに、承認第8号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第3号））に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○8番 今村好市議員 第3号の補正についてですが、7ページの感染予防事業の中で、避難場所の北小学校、南小学校の整備工事という2,000万円追加になっておりますが、これどのような整備をして、どういう対応をするのか、お願いをしたいという。

それと、もう一点は看板です。これ全員協議会のときにいろいろ議論があったのですが、それについてはもう設置場所等は正式に決まって、今回補正予算に追加で出てきたのかどうか。もし設置場所が明確に分かるようになったのであれば、その辺をご提示いただきたいと思います。

○延山宗一議長 峯崎企画財政課長。

[峯崎 浩企画財政課長登壇]

○峯崎 浩企画財政課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

補正予算の中で感染対策費、北小、南小学校の整備工事費ということで2,000万円の工事費を追加で計上させていただいております。こちらの内容につきましては、各北小学校、南小学校を避難所として活用すべく、現在3階等に特別教室、理科の実験室だとか、あと家庭科室だとかということで、据付けのテーブルや水道とか、まだ机とが残っております。こういったものをまず撤去をしまして、フラットにしまして、避難所として、避難スペースとしてより活用できるように工事を行う内容のものでございます。

また、併せて北小学校等につきましては、車の出入り等、人の出入り等がしやすいように門扉、こういっ

たところの撤去、再整備の工事を行う予定となっているものでございます。

続きまして、新型コロナウイルスの予防看板設置事業でございますが、前回の全員協議会時もお話のほうをさせていただきました。いわゆる東西を走る主要道路のところに設置したい、またご提案のありました駅にも横断幕等を設置してみたいというお話がありました。その中で、場所等につきましては、おおむね館林―藤岡県道の真ん中地点、北小学校付近になります。また、板倉―粕谷線、粕谷―館林線につきましては富士食品のそばのコンビニのところ、また国道354号線につきましてはセブンイレブンのところ、また大箇野停車場線、ここににつきましてはちょうど中間地点になるかなと思われませんが、今のところ検討しているのは小林自動車さんでしたっけか、があると思うのですが、ちょうどあそこら辺に設置をできればというふうに考えております。

また、駅につきましては懸垂幕、これで東京への通勤者に対する啓発、啓蒙を行うような内容の横断幕を設置したいというようなことで、もうこれらを含めてこの事業費の中で対応していければというふうに考えているところでございます。

以上になります。

○延山宗一議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第8号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第9号 専決処分事項の承認について（令和3年度板倉町一般会計補正予算（第4号））に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。

議案書の13ページお願いいたします。商工費の中で、イメージキャラクター地域活性化事業としていたくらの縫いぐるみキーホルダー41万6,000円の追加という計上になっております。町のイメージづくりとして必要であることは認めますけれども、これ幾つ作成をして、どのような活用の方法を用いるのか、どのようところに用いて活用をするのかという部分について見えておりませんので、説明お願いいたします。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

〔伊藤良昭産業振興課長登壇〕

○伊藤良昭産業振興課長 お答えをいたします。

まず、前提なのですが、こちらにつきましては群馬県の町村会で観光パンフレット等作成事業とい



う30万円の事業の活用を考えてございます。こちらの事業につきましては、昨年季楽里の敷地内にライオンズクラブさんから寄贈いただいた観光案内看板の修繕にも活用している事業なのですけれども、そちらのほうに町でキャラクターの縫いぐるみでもちょっと作ってみたいのだけれどもということで相談をしたところ、広く頒布をするグッズであれば対象になるということから、こちらに取り組む形になってございます。そちらが30万円ということで、町の支出については41万6,000円ですから、合計で71万6,000円の事業とお考えいただければと思います。

数のご質問ですけれども、1,000体作成できればというふうに考えてございます。1体当たり大体715円ということで見積もってございますが、事業者に見積りの相談をかけたところ、最低のロットで300必要だよと、300体以上でないとなんとちょっと製造できないと、300作った場合が1体当たり1,210円かかるということで、それであるならばということで715円ですので、1,000体を今回購入しようというような予定でございます。

その利用方法ですけれども、これまでも町の事業で、例えば米消費拡大のポスターコンクールですとか、小中学生を対象したそのような事業において、参加賞としてノートですとか、ボールペンですとかを配布をしているところですが、そのようなものに換えて、いたくらの縫いぐるみ、こちらを参加賞等々で年間約400ぐらいは頒布できるのかなというふうに考えてございます。最長でも3年程度では1,000体はなくなってしまふかなという計算で、なくなった時点でまた次を考えたいというふうに考えておりますけれども、一部販売ということにつきましても商工会と今協議を進めているところでございます。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 今ご説明で十分納得できたわけですが、あとふるさと納税で板倉町に興味のある方に対する返礼品としても考えられるかなと思っておりますので、ぜひ活用していただいて、いたくらの含めた板倉町のイメージアップに努めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第9号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第10号 専決処分事項の承認について(令和3年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号))に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

ここで、執行部の皆さんに申し上げます。これよりの議事日程については、議事進行の都合によりしばらくの間退場をお願いいたします。

〔執行部退席〕

○延山宗一議長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 (午前10時46分)

---

再 開 (午前11時06分)

○延山宗一議長 再開いたします。

#### ○動議の取下げ

○延山宗一議長 ただいま審議中の板倉町議会は地方自治法を遵守することを求める動議は、本定例会中に審議、決定した板倉町議会先例集の遵守を求める動議と同一の動議と判断をいたしました。本動議は、取り下げるといたします。異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 それでは、取下げといたします。

ここで、議事進行の都合により暫時休憩をいたします。

休 憩 (午前11時07分)

---

再 開 (午前11時08分)

〔議長、副議長と交代〕

○市川初江副議長 再開いたします。

ここからは、都合により議長に代わり議事を進めさせていただきます。

#### ○日程の追加

○市川初江副議長 ただいま延山宗一議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○市川初江副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定いたしました。

---

○議長辞職の件

○市川初江副議長 地方自治法117条の規定により、延山宗一議員の退場を求めます。

[12番 延山宗一議員退場]

○市川初江副議長 それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○小林桂樹事務局長 それでは、命によりまして朗読をさせていただきます。

令和3年6月11日

板倉町議会副議長 市川初江様

板倉町議会議長 延山宗一

辞 職 願

この度、一身上の都合により板倉町議会議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○市川初江副議長 お諮りいたします。

延山宗一議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○市川初江副議長 異議なしと認めます。

よって、延山宗一議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

延山宗一議員の入場を許します。

[12番 延山宗一議員入場]

○市川初江副議長 延山宗一議員に申し上げます。

議長の辞職願の件、許可することに決定いたしました。

ここで議長退任のご挨拶を求めます。

延山議員。

[12番 延山宗一議員登壇]

○12番 延山宗一議員 議長退任の挨拶を申し上げたいと思います。

2年前皆さんの選任をいただきまして、議長という役職に就かせていただきました。本当に大変お世話さまになりました。

今回議長というふうなことの中での議会構成、やはり議長の選任ということになるわけですが、4年前青木前議長が誕生したということです。といいますのは、4年前にこの自治法と、また慣例ということの争点として論じてきたということです。青木前議長再任ということの中で、私も青木議長を支持し、やはり自治法とは何ぞやというふうな論じた経緯もあったということでございます。やはり地方自治法の中の上位法、これに勝るものはないのだというふうなことになるわけでございます。そういうような意味合いの中で論じてきました。そのときはそうしたわけですが、現在は青木前議長逆の立場で自治法、上位法を守らなくもいと、遵守しなくもいと、そんな動きがあったということでございます。今回の議長選におきまして、再度そういうような形でやはり青木議長を支持し、一貫した形の中のことを論じてきたというこ

とでございます。

その中で、冒頭になるわけですが、5月7日ということで辞職勧告というようなことが提出をされたということ。それには板倉町の議員の皆さん、果たして上位法をどういうふう考えているのかな、やはり地方自治法の中での上位法、そして先例集があり、そして慣例があるという、いろんな論じた中で上位法の中での先例、慣例というふうには法に触れない、要するにあくまでも上位法に従ってのその立場の約束事、また決めごとが成り立っているのかなと、そんな気がいたします。

今回森田議員が地方自治法の遵守についてということの動議を出されたと、一事不再議ということの中にあるわけですが、議員としてやはり法を守る、法の下にある、法で動く議員としてはしっかりそういうものを遵守し、またそれをしっかり受け止めていかなければならないかな、そんな気がいたします。ただ今までがこうだったから、こうだということではなくて、やはり法と定められたものに対してのしっかりとした行動と責任を持ってしかるべきと、そんなふうに思います。そういうような意味合いの中で、今後板倉町議会の議長として維持し続けるということ、やはり失望したし、またその状況下の議員の議長という立場ではないなというふうに結論づけ、辞表の提出に至った、議長を辞するという事になったわけです。

今回再度動議が出されたわけでございますけれども、今まで私を支持していただきました皆さんには心から御礼を申し上げまして、退任の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

---

#### ○日程の追加

○市川初江副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○市川初江副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議長の選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ○議長選挙

○市川初江副議長 これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○市川初江副議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより投票用紙をお配りいたします。

〔投票用紙配付〕

○市川初江副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔なし〕という人あり〕

○市川初江副議長 配付漏れがないと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○市川初江副議長 異状ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○市川初江副議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票をお願いいたします。

これより事務局長に点呼させます。

〔投 票〕

○市川初江副議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○市川初江副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

立会人は、会議規則31条第2項の規定により、議席1番、小野田富康議員、議席2番、亀井伝吉議員を指名いたします。

両名の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○市川初江副議長 それでは、選挙結果を報告いたします。

投票数 12票

これは先ほどの議員出席数に符合しています。

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

今村好市議員 6票

市川初江議員 6票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

今村議員と市川議員の得票はいずれも法定得票数を超えており、両名の得票数は同数であります。この場合、地方自治法118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで決定することになっております。

両名が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるためのものです。2回目は、この順番によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽せん棒で行います。

引き続き小野田富康議員、亀井伝吉議員の立会いをお願いいたします。

1回目、くじを引く順番を決めるくじを引いていただきます。

抽せん棒の2本には、1と2の数字が入っています。このくじを引く順番は議席番号順といたします。

8番、今村好市議員、次に11番、市川初江議員の順にくじを引いてください。

[今村好市議員、市川初江議員の順にくじを引く]

○市川初江副議長 当選人を決定する2回目のくじを引く順番が決まりました。報告いたします。

初めに、市川初江議員、次に今村好市議員、以上のとおりです。

決定した順番により、当選人を決定するくじを引いていただきます。

抽せん棒の2本には、1と2の数字が入っています。当選人になる抽せん棒は、1といたします。当選人となる抽せん棒は1です。

初めに、市川初江議員、次に今村好市議員の順番にくじを引いてください。

[市川初江議員、今村好市議員の順にくじを引く]

○市川初江副議長 くじの結果を報告いたします。

くじの結果、今村好市議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○市川初江副議長 ただいま議長に当選されました今村好市議員が議場におられますので、会議規則32条の2項の規定により当選の告知をいたします。

演台において議長就任の挨拶を求めます。

今村好市議員。

[8番 今村好市議員登壇]

○8番 今村好市議員 ただいまは議長選の結果、抽せんということで当選させていただきました今村です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の2年交代の議論につきましては、5月7日から現在まで様々な議論が積み重ねてこられました。前任の延山議長につきましては、そのかじ取りとして大変なご苦労があったのかなというふうに推察をいたします。いずれにいたしましても、板倉町議会として方向が出たわけでありますので、全身全霊努めてまいりたいと思います。

私といたしましては、議会の役割をもう一度認識、確認をした上で皆様のご協力を得ながら板倉町議会が的確に運営されるように努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○市川初江副議長 ここで議長を交代いたします。今村好市議長、議長席にご着席をお願いいたします。

[副議長、議長と交代]

○今村好市議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時38分)

---

再 開 (午前11時39分)

○今村好市議長 再開いたします。

---

○日程の追加

○今村好市議長 ここで、議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思えます。

お諮りいたします。議席の一部変更の件を日程に追加し、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議席の一部を変更することに決定いたしました。

---

#### ○議席の一部変更の件

○今村好市議長 それでは、議長の議席を12番に、延山宗一議員の議席を8番にそれぞれ変更いたします。ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前11時40分)

---

再 開 (午前11時40分)

○今村好市議長 再開いたします。

---

#### ○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任

○今村好市議長 日程第8、総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任を議題といたします。

---

#### ○動議の提出

○今村好市議長 黒野議員。

○9番 黒野一郎議員 時間もあれなので、動議で、この後の内容等のあれについては午後からでいかがでしょうか。

○今村好市議長 では、ただいま時間の変更の動議が出たのですが、その動議に対して賛成の方はおりますか。

〔賛成〕という人あり〕

○今村好市議長 よろしいですね。

それでは、時間の都合で次の審議については、午後1時から審議を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

休 憩 (午前11時41分)

---

再 開 (午後 1時00分)

○今村好市議長 再開いたします。

---

#### ○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任

○今村好市議長 日程第8、総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任を議題といたします。

審議の都合により、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 (午後 1時00分)

---

再 開 (午後 1時15分)

○今村好市議長 再開いたします。

総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

事務局長に委員名を朗読させます。

○小林桂樹事務局長 それでは、命によりまして朗読をいたします。順不同となりますが、ご了承をお願いいたします。

総務文教福祉常任委員会	亀井 伝吉 議員	森田 義昭 議員
	針ヶ谷 稔也 議員	黒野 一郎 議員
	青木 秀夫 議員	今村 好市 議員

以上、6名でございます。 続きまして

産業建設生活常任委員会でございます。

小野田 富康 議員	本間 清 議員
小林 武雄 議員	市川 初江 議員
荒井 英世 議員	延山 宗一 議員

以上、6名でございます。

○今村好市議長 お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員に指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、よってただいま指名いたしました方々を総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました各常任委員の方々には、この後正副委員長の互選を行っていただき、その結果を報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時17分)

---

再 開 (午後 1時24分)

○今村好市議長 再開いたします。

---

○常任委員長及び副委員長の選任

○今村好市議長 総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会の正副委員長が互選され、その結果



が届いております。ご報告いたします。

総務文教福祉常任委員会委員長	針ヶ谷 稔 也 議 員
副委員長	亀 井 伝 吉 議 員
産業建設生活常任委員会委員長	小 林 武 雄 議 員
副委員長	小野田 富 康 議 員

以上のとおりであります。

---

#### ○予算決算常任委員の選任

○今村好市議長 日程第9、予算決算常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

予算決算常任委員の定数は、12名であります。議員全員を指名したいと思います。

お諮りいたします。議員全員を予算決算常任委員に指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、よって議員全員を予算決算常任委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました予算決算常任委員の方々は、この後正副委員長の互選を行っていただき、その結果をご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時25分)

---

再 開 (午後 1時31分)

○今村好市議長 再開いたします。

---

#### ○予算決算常任委員長及び副委員長の選任

○今村好市議長 予算決算常任委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いております。ご報告いたします。

予算決算常任委員会委員長	亀 井 伝 吉 議 員
副委員長	本 間 清 議 員

以上のとおりであります。

---

#### ○議会運営委員の選任

○今村好市議長 日程第10、議会運営委員会の選任を議題といたします。

審議の都合により、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 1時31分)

---

再 開 (午後 1時38分)

○今村好市議長 再開いたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっております。

事務局長に委員名を朗読させます。

○小林桂樹事務局長 それでは、命によりまして朗読をいたします。順不同となりますが、ご了承をお願いいたします。

議会運営委員に、  
亀井伝吉議員 森田義昭議員  
小林武雄議員 針ヶ谷稔也議員  
荒井英世議員 黒野一郎議員

以上の6名でございます。よろしく申し上げます。

○今村好市議長 お諮りいたします。ただいまの報告のとおり、議会運営委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、よってただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することを決定いたします。

ただいま選任されました議会運営委員の方々は、この後正副委員長の互選を行っていただき、その結果を報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1時40分)

---

再開 (午後 1時49分)

○今村好市議長 再開いたします。

---

#### ○議会運営委員長及び副委員長の選任

○今村好市議長 議会運営委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いておりますので、ご報告申し上げます。

議会運営委員会委員長 荒井英世議員  
副委員長 森田義昭議員

以上のとおりであります。

次の日程は、一部事務組合議員の選挙となります。

審議の都合により、ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 1時49分)

---

再開 (午後 2時05分)

○今村好市議長 再開いたします。

---

### ○邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙

○今村好市議長 日程第11、邑楽館林医療事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、よって選挙の方法につきましては指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認め、よって議長において指名することに決定いたしました。

邑楽館林医療事務組合議会議員に小野田議員、小林議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小野田議員及び小林議員が邑楽館林医療事務組合議会議員に当選されました。

小野田議員及び小林議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

### ○館林衛生施設組合議会議員の選挙

○今村好市議長 日程第12、館林衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議長によって指名することに決定いたしました。

館林衛生施設組合議会議員に本間議員、青木議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることにご異議ありません

か。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました本間議員、青木議員が館林衛生施設組合議会議員に当選されました。本間議員、青木議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

#### ○館林地区消防組合議会議員の選挙

○今村好市議長 日程第13、館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

館林地区消防組合議会議員に針ヶ谷議員、黒野議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました針ヶ谷議員及び黒野議員が館林地区消防組合議員に当選されました。

針ヶ谷議員及び黒野議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

#### ○群馬東部水道企業団議会議員の選挙

○今村好市議長 日程第14、群馬東部水道企業団議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

群馬東部水道企業団議会議員に私、今村を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○今村好市議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、今村が群馬東部水道企業団議会議員に当選となりましたので、これを受諾いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2時12分)

---

再 開 (午後 2時38分)

○今村好市議長 再開いたします。

---

#### ○諸般の報告

○今村好市議長 ここで諸般の報告をいたします。

新たな議会構成について、事務局長に報告させます。

○小林桂樹事務局長 それでは、命によりまして、お手元に配付させていただきました新たな議会構成につきましてご報告申し上げます。

議長、今村好市議員、副議長、市川初江議員。

総務文教福祉常任委員会、委員長、針ヶ谷稔也議員、副委員長、亀井伝吉議員、委員、青木秀夫議員、同じく黒野一郎議員、森田義昭議員、今村好市議員であります。

続きまして、産業建設生活常任委員会、委員長、小林武雄議員、副委員長、小野田富康議員、委員、市川初江議員、同じく延山宗一議員、荒井英世議員、本間清議員でございます。

続きまして、予算決算常任委員会、委員長、亀井伝吉議員、副委員長、本間清議員、その他全議員でございます。

議会運営委員会、委員長、荒井英世議員、副委員長、森田義昭議員、委員、黒野一郎議員、同じく亀井伝吉議員、小林武雄議員、針ヶ谷稔也議員でございます。

一部事務組合関係でございます。

邑楽館林医療事務組合議員、小林武雄議員、小野田富康議員。

館林衛生施設組合、青木秀夫議員、本間清議員。

館林地区消防組合、黒野一郎議員、針ヶ谷稔也議員。

群馬東部水道企業団、今村好市議員。

板倉町監査委員、荒井英世議員。

以上のとおりでございます。

○今村好市議長 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ○町長挨拶

○今村好市議長 以上で今臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、ご挨拶を閉会に当たりさせていただくということでございます。

5月7日の臨時会より本日まで議会の編成のための法解釈といいたまいますか、の違いからなのでしょうか、相当の議論が行われ、見ようによってはがっぷり、大相撲ではありませんが、組んでしましまして、双方一歩も譲らないという、これは議会でありますから、理論の応酬やむを得ないという状況でございます。そのように見受けておりました。町として定例議会の延期にまで関連をしてきたというようなこともありまして、町として何ができるのか、何をすべきなのか。つい最近からそういった新聞記者も私のところにもインタビューに来たりしますので、町民の影響も考えれば、町も議会のこととはいえ無関係ではいられないというのが大義になるわけでありまして、各方面の調査研究活動も含め、いろんな関係で町も他人ごとではないという状況にまいってきたところであります。

公平な弁護士さんの判断をということで、先般町の顧問弁護士は町の味方か、どちらの味方などという、町はそういう立場にはございません。公平にどちらを第三者が判断するかということ判断をするわけでありまして、そういった意味では町の顧問弁護士さんも疑うというような議論の中においては、首をかしげながら、館林の顧問弁護士さんもお願ひし、あるいは県及び全国議長会の事務局、あるいは県そのものの自治紛争処理委員会に関する担当部署と、そういったものを持っている担当部署、地方課、これは総務省までつながるわけでありまして、各種の法曹、法律に詳しいとか、そういった関係者に調査を現在依頼をして続けております。

これは定かではありませんから、ですが最近県より先ほど言った地方課、その上役にまで続いているという、そういった担当の方から町の実例集の一部が上位法に違反をしている、触れる表記がある旨、その可能性がまだ示唆をされましたが、正式な話ではございませんが、そういった示唆をいただいておりますので、それはそれとして、そこら辺が明確になることによって、どちらも一歩も引かないというその結果がもしかしたらその基準たるものにあるとすれば、それを是正をし、そして不毛の紛争ということではありません。先ほど市川議員も、あるいは今村議長も、あるいは延山議長もこの間非常に厳しい応酬もしたし、苦しかったし、それもどちらも正しいと思いつつ闘い合ったわけでありまして、どちらに軍配も上げることなく、ずっとおくだけでこのままでいいのだろうかというようなことも当然我々は考えるわけでありまして、それはそれとしてももちろんそういった、いわゆる上位機関、紛争機関のおおむねの判断が出たときにどこをどういじることが妥当であるのかも含め、またそれは皆さんにお諮りをいただき、皆さんで決定をして

いただき、そういうことが来ると思います。そのときには今までの主張は主張として、どちらに軍配が上がるかわかりませんが、誰も信じない、裁判所まで信じないなんていったら法治国家ではありませんから、もうそういう意味ではどういう状況になるかはわかりませんが、このままではおきたくない私は町長として思っております。そのときには、また冷静な議論の下に信ずるものが、2つの解釈ができるとすれば、どちらがいいのかということも含め、判断の材料を提供しつつ話し合っていていただいて、自ら議会の基準となる判断基準を変えるべきことがあれば変えていただき後世に同じことの繰り返しをして、それぞれ心を痛み、時間を費やし、果ては極端に言うとも憎しみ合うみたいなどころまでいくことがいいのかどうかということは、私も町を預かる、いかに議会が二元代表制であっても、最後は町の管轄下ということにも町民が関係している関係上ありますので、そういったことも共に研究をしていきたいというふうに思っております。

それはそれとして、今日は突然の延山議長の辞表が出されたことということで、その是非は別として、心配されていた組織編成も一挙に、ある意味では一番大きなネックが動いたことにより大きく進み、新議長には残念ながらくじということは運だけが味方したか、そういうことですね。それは、今村氏自身も認めているところでありますし、市川氏自身も認めているところであろうと思います。したがって、甲乙がついておりませんので、それはそれで議員がそれぞれそれを頭に置いていただいて、結果的には破れた市川氏が副議長にこの間当選をされたままそれが継続をするという、そういう法の仕組みにもなっておるということもありまして、先ほど発表された正副議長の状況が決定されたように伺っております。また、その他の役職も全て決定されたようでございます。

6月の定例会が既に8日の予定が3日ほど遅れておりますので、この後いつ開くのかご決定もいただけるのかどうかわかりませんが、皆さんが板倉町をストップさせているという状況は、そういう意味では全体、どちらがということではなく、議会全体がそういう状況にあるということもまた事実でありますので、できれば6月の定例議会、今日は専決をやらせていただきまして、別に1日、2日どうであろうが関係のない状況で、急ぎの面だけ皆様方にご了解をいただきました。そういった形で、ぜひ次の決定されてあれば失礼な話ではありますが、そういったことであります。

ぜひ、いずれにしてもこの間田植の最中に降った雨が大雨だったのか、小雨だったのかというような、普通の時折来る雨だったのかわかりませんが、それは別として議論の中でそれぞれ先ほども話が出ていたようでございますが、後世にわたって得るところの議論もあったと思います。雨降って地固まるの例えのように、今後はますます今村、市川コンビを中心としたリードで、もちろん私どももお世話になるわけでありますので、町議会を守り立て、私どもも一緒に議論するときは議論をするような状況も生まれるかもしれません。また、今日の町の議案のように、いわゆるそんなに難しくはなく、判断が一致して賛成をいただいたというようなこともありますし、町としては提案議案はあまりもめずに承認をしていただくことを望むわけですが、それはチェック機関であり、議論の場であるということも含めて、議員同士が議論をするだけでなく、我々と皆様方との議論も当然あるわけありますから、ぜひそういったことも今後今村議長さん、長い経験といいましょうか、公務員経験も含め、教育長の経験も含め、長い良識ある経験されておるということでもありますので、新議長を中心として法や慣例の、先ほど言った整合性を進めて、不毛の議論が何回も4年に1遍、中間のときに起こります。最初の初議会の新しい編成、2年後には起こりません。ということも含め、起こったらどうするか、それを法がどう位置づけているかということも含め、しっかりとぜひ本当は

これが熱いうちに煮詰めていただくということもよろしいことかなというふうに期待をするところであります。

また、延山議長におきましては、今日までのご尽力に心から感謝を申し上げ、聞くところ、農業をやり、最も忙しい時期に、まして田植も何十町という、いわゆる請負もしていながら、人様の委託をされたそれも、田植もしていかななくてはならないというような大変な中、さらには小麦の刈取りという最も忙しい中に精力的に取り組み、先ほどは心労というようなことでもありましたが、それはこれも貴重な経験でしょうということも含め、人生楽あり苦ありでもございますので、十分理解をいたしまして、今日までのご尽力に心から感謝を申し上げ、ぜひ農繁期が重なっているということでもありますので、疲れが一举に出ないように気を張っていただいて、議員をお辞めになったわけではありませんから、積極的に議員活動を通して今までの経験を踏まえて、またさらに板倉町のために頑張っていただければと思います。

お疲れさまでございまして、そういう意味では1日で終わるべき臨時会がこれだけかかったというのは、皆様にとっても長い臨時会だったと思います。心から皆様のご労苦に感謝を申し上げながら、ぜひそんなに遠くないうちに6月の議会も済ませていただいて、本当の意味での心の安堵を、一息を入れていただければというふうに期待を申し上げながら、閉会のお礼の挨拶といたします。ありがとうございます。

---

#### ○閉会の宣告

○今村好市議長 以上をもちまして令和3年第2回板倉町臨時議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 (午後 2時55分)



上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和3年7月28日

板倉町議会新議長 今 村 好 市

板倉町議会新副議長  
板倉町議会前副議長 市 川 初 江

板倉町議会前議長 延 山 宗 一

①署名議員 小 野 田 富 康

②署名議員 亀 井 伝 吉